

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措</p>

改正後	現行
<p>(通則)</p> <p>この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 略</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、</p>	<p>置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則)</p> <p>この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所及び小規模住居型児童養育事業所を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、</p>

改正後	現行
<p>中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。 <u>また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規定に定められた入居定員をいう。</u></p>	<p>中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。 ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p>
<p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p>	
<p>3 略</p>	<p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p>

改正後	現行
6 略	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
7 略	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
8 略	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。
9 略	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
10 略	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
11 削除	11 <u>「児童自立生活援助事業所」とは、法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。（以下「自立援助ホーム」という。）</u>
12 削除	12 <u>「小規模住居型児童養育事業所」とは、法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。（以下「ファミリーホーム」という。）</u>

改正後	現行																																
<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 国庫負担の基本額 この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>2 負担額及び負担区分 国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。 なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1144 810 2123 1259"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th rowspan="2">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">母子生活支援施設及び助産施設の措置費等</td> <td>市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>市町村立施設及び私立施設</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>都道府県、指定都市、中核市</td> <td>都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他の施設里親の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td>都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>一時保護所の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td>児童相談所（一時保護施設）</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 国庫負担金の概算払 国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。</p> <p>4 国庫負担金の返還 国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2	その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2
経費の種別	措置等主体の区分				児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分																											
		市町村	都道府県	国																													
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2																												
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2																												
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2																												
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2																												

改正後	現行
<p>第3 略</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後	現行		
略	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
	1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
	2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
	3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
	4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
	5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
	6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

改正後	現行		
略	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
	7 事務用採暖費加 算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(27)事務用 採暖費加算分保護単価
	8 単身赴任手当加 算分保護単価	別に定める基準による職員が 在職している場合	別に定める基準により設定され た保護単価
	9 民間施設給与等 改善費	地方公共団体の経営する施設 以外の施設の場合ただし、昭 和46年7月16日社庶第121号社 会局長、児童家庭局長通知に いう社会福祉事業団等（以下 「社会福祉事業団等」という。） 経営の施設を除く。	一般分保護単価表（小規模施設 加算分保護単価、職業指導員加 算分保護単価、母子生活支援施 設保育士加算分保護単価、母子 生活支援施設母子指導員加算分 保護単価、母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単 価、寒冷地加算分保護単価、単 身赴任手当加算分保護単価及び 事務用採暖費加算分保護単価の 加算が行われる場合においては、 それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（た だし、加算率については別に定 めるところにより、全部又は一 部を減ずることができる。）
	10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37 年4月5日法律第73号）第2 条第2項の規定に基づく地域 に所在する地方公共団体の経 営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(28)除雪費加 算分保護単価
11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭 和48年7月24日法律第61号） 第12条第1項の規定に基づく 降灰防除地域に所在する施設 の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(29)降灰除去 費加算分保護単価	

改正後	現行
<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定50人以上）の家支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> <p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p>

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 略</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式</p> <p>略</p>	<p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。 この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
事務費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからテまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>算式(2) 略</p> <p>算式(3) 新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、</p>	事務費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからテまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、自立援助ホーム及びファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数））</p> <p>算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4) 略</p> <p>算式(5) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	(1) 事務費			<p>からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべき</p> <p>その月初日の措置児童数等又は世帯数 <u>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</u></p> <p>算式(5) その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1・2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。 算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1・2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置</p>

改正後				現行			
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略	(1) 事務費			<p>しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p>

改正後				現行			
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			コ 略 サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ソ 略	(1) 事務費			算式 心理療法担当職員加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定員 コ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、母子生活支援施設及び情 緒障害児短期治療施設が別に定める 基準に該当する場合においては次の 算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 サ 児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び情緒障害児短期治療施設 が別に定める基準に該当する場合に おいては次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保 護単価×アの算式により算定した定員 シ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、情緒障害児短期治療施設 及び母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合においては、次 の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者 は1施設1名とし、施設長は加算の 対象とはしないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価× アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当す る場合においては次の算式によって 算定した額。 算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支 援専門相談員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式によって算定した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			タ 略 チ 略 ツ 略 テ 略	(1) 事務費			算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ツ その小規模グループケア実施施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 テ その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（<u>自立援助ホーム及びファミリーホーム</u>にあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 略</p> <p>(3) 略</p>	(1) 事務費			<p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 {〔前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4〕（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205}（小数点以下第1位の数値を四捨五入） イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(4) 略	(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[\frac{\text{その施設の月額保護単価}}{30.4} (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \times \text{その月の受託延べ日数} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後		現行			
略	費目の種	支弁対象児童等	経費の使途	各月の支弁額の算式	
	類第1欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	
	(2)	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)	
	一般	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
	生活	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
費	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)			

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	
(2)			一般生活費保護単価表 略
一 般 生 活 費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価88,850円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又はその解除の 措置があった場合は、乳児(1歳未満 の者をいい、月の途中において1歳に 達した者については、その月中は乳児 とみなす。)又は乳児以外の児童のそ の月分については(1)の定めにかかわ らず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 略</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院、 母子生活支援施設、児童自立支援施設、 3年度の算出日以外の日があった場合 は、児童(1歳未満の者をいい、月の 途中において1歳に達した者について は、その月中は乳児とみなす。)又は 乳児以外の児童のその月分については (1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。</p>

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																		
(2)			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																		
一 般 生 活 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,770円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又はその解除の 措置があった場合 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又は解除の措置 があった乳児(1歳未満の者をいい、 月の途中において1歳に達した者につ いては、その月中は乳児とみなす。)又 は乳児以外の児童のその月分について は(1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。</p> <p>算式 (1)の里親又はファミリーホームの 一般生活費月額保護単価÷30.4)×そ の月の委託措置児童人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院、 母子生活支援施設、児童自立支援施設、 3年度の算出日以外の日があった場合 は、児童(1歳未満の者をいい、月の 途中において1歳に達した者について は、その月中は乳児とみなす。)又は 乳児以外の児童のその月分については (1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円	里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円																				
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円																				
里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円																				
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																				
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
自立援助ホーム	10,340円																				
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円																				

改正後				現行			
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			施設にあっては入所者又は保育室保育 入所児童)のその月分については(1)の 定めにかかわらず、次の算式により算 定した額。 算式 (1)一般生活費月額保護単価÷30.4 ×その月の措置児童(者)延人員数	(2) 一 般 生 活 費			児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院及び 母子生活支援施設において、年度当初 の定員設定に当たり、前年度又は直近 3年度の在籍児童の延べ日数に基づい て算出している施設であつて、各月初 日以外の日に措置又はその解除の措置 があつた児童(母子生活支援施設にあ つては入所者又は保育室保育入所児童) のその月分については(1)の定めにかか わらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の措置児童(者)延人員数 (4) 里親及びファミリーホームに委託され ている児童又は母子生活支援施設に入所 している児童が、情緒障害児短期治療施 設又は児童自立支援施設に通所 する場合については、次の算式により算 定した額。 算式 (月額保護単価÷その月の開所日数) ×その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、 「開所日数」とは、日曜日、国民の 祝日及び休日を除いた日数をいう。 (5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の 場合次の算式により算定した額。 算式 法第33条の規定により一時保護され る児童で生活費を必要とする延児童数 ×1,560円(児童が乳児の場合、延児童 数×1,800円) 法第27条第1項第3号の規定により 措置される児童で被服の支給を必要と する延児童数×3,150円 (ただし、6か月以内に措置の変更を する場合を除く)
	里親の委託児童	里親が一時的 な休息の支援 を受ける場合 のその児童に 係る日常生活 に必要な経常 的諸費用	略		里親の委託児童	里親が一時的 な休息の支援 を受ける場合 のその児童に 係る日常生活 に必要な経常 的諸費用	略

改正後				現行					
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分	ア	略			(5) 助産施設基本分	助産施設の入所妊産婦		施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。
									注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。
保護費	イ 点数 以外の 分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助として分娩児1人につき185,910円を限度として支弁できる。	イ 点数 以外の 分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。	
		(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	略			(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	略			(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後				現行					
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ	(ニ) 保険料	保険料	略	(5) 助産施設基本分保護費	イ	(ニ) 保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	略	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	略	(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後	現行										
略	費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄							
	(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1659 528 2123 699"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校 高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 略	(7) 教 育 費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費月額保護単価58,500円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	略	略	略	(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	略	略	略	(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別月額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	略		略	(9) 見学旅行費	第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見に参加するもの。」		見学旅行費保護単価表 (措置児童（者）1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価（年額）	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価（年額）														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円														
(10) 入進学支度金	略	略	略	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価（年額）	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学 年 別	保護単価（年額）														
小学校第1学年入学児童	39,500円														
中学校第1学年進学児童	46,100円														
(11) 特別育成費	略	略	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 略	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円×高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価（月額）	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価（月額）														
国・公立高等学校	22,270円														
私立高等学校	32,970円														

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	略	次の算式によって算定した額 算式 略	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	略	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 略	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時的保護児童であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のもその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時的保護児童であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のもその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後	現行			
略	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
	(14) 医療費	その支弁を必要と認められるもの。		
	(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
	(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後				現行																											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			略	(16) 児童用採暖費			児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別 級地別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別 級地別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害短期治療施設通所部																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
(17) 就職支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 略	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価77,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数																								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 79,000円×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 略</p>	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 77,000円×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>
(19) 葬祭費	略	略	略	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設とその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後	現行			
略	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
	(21) 里親親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
	(22) 受託ファミリーホーム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第5 略</p>	<p>3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算 式 (1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p>

改正後	現行
<p>第6 略</p>	<p>算式(2) [(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p>
<p>第7 略</p>	<p>第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
<p>第8 略</p>	<p>第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置 児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
<p>第9 略</p>	<p>第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

改正後

現行

略

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設 情緒安定期治療施設 自立援助ホーム
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2		所得割の額がある世帯	6,600
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)
			20,600

改正後	現行			
略	D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が54,200円 を超えるときは 54,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が27,100円 を超えるときは 27,100円とする。)
	D7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とする。)
	D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とする。)
	D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が102,900 円を超えるときは 102,900円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とする。)
	D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が122,500 円を超えるときは 122,500円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とする。)

改正後				現行					
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)	D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)	D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)	D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	1 略				備 考	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			
	2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、 <u>第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</u> (3) 略					2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう			
	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう					3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう			

改正後		現行	
備	<p>4 略</p>	備	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p>
考	<p>5 略</p>	考	<p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）」の別表4－1 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める</p>

改正後		現行	
備	6 略	備	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
	7 略		6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。 7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
考		考	

改正後							現行						
別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設							別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	167,670	164,400	161,120	158,940	156,760	154,580	30人まで	168,330	165,040	161,750	159,550	157,360	155,170
31 ~ 40人	148,630	145,700	142,760	140,810	138,860	136,900	31 ~ 40人	149,220	146,270	143,330	141,360	139,400	137,430
41 ~ 50	137,000	134,230	131,460	129,610	127,770	125,920	41 ~ 50	137,560	134,780	132,000	130,140	128,290	126,430
51 ~ 60	132,940	130,250	127,560	125,760	123,970	122,170	51 ~ 60	133,490	130,790	128,080	126,280	124,470	122,670
61 ~ 70	128,880	126,270	123,650	121,910	120,170	118,430	61 ~ 70	129,420	126,790	124,160	122,410	120,660	118,910
71 ~ 80	124,820	122,290	119,750	118,060	116,370	114,680	71 ~ 80	125,350	122,800	120,250	118,550	116,850	115,150
81 ~ 90	120,760	118,310	115,850	114,210	112,570	110,930	81 ~ 90	121,270	118,800	116,330	114,680	113,040	111,390
91 ~ 100	116,710	114,330	111,950	110,360	108,770	107,190	91 ~ 100	117,200	114,810	112,410	110,820	109,220	107,630
101 ~ 110	115,040	112,690	110,330	108,760	107,200	105,630	101 ~ 110	115,530	113,160	110,800	109,220	107,640	106,070
111 ~ 120	113,380	111,050	108,720	107,170	105,620	104,070	111 ~ 120	113,860	111,520	109,180	107,620	106,060	104,500
121 ~ 130	111,710	109,410	107,110	105,580	104,040	102,510	121 ~ 130	112,190	109,880	107,570	106,020	104,480	102,940
131 ~ 140	110,050	107,770	105,500	103,980	102,470	100,950	131 ~ 140	110,520	108,240	105,950	104,430	102,900	101,380
141 ~ 150	108,380	106,140	103,890	102,390	100,890	99,390	141 ~ 150	108,850	106,590	104,330	102,830	101,320	99,810
151 ~ 160	107,720	105,490	103,250	101,760	100,270	98,790	151 ~ 160	108,190	105,940	103,690	102,200	100,700	99,200
161人以上	107,060	104,840	102,620	101,140	99,660	98,180	161 ~ 170	107,520	105,290	103,060	101,570	100,080	98,590
							171 ~ 180	106,860	104,640	102,420	100,940	99,460	97,980
							181 ~ 190	106,200	103,990	101,780	100,310	98,840	97,380
							191人以上	105,530	103,340	101,150	99,690	98,220	96,760

地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
30人まで	151,300	148,030	30人まで	151,870	148,580
31 ~ 40人	133,970	131,040	31 ~ 40人	134,490	131,540
41 ~ 50	123,150	120,390	41 ~ 50	123,650	120,870
51 ~ 60	119,480	116,790	51 ~ 60	119,970	117,260
61 ~ 70	115,810	113,200	61 ~ 70	116,280	113,660
71 ~ 80	112,150	109,610	71 ~ 80	112,600	110,050
81 ~ 90	108,480	106,020	81 ~ 90	108,920	106,450
91 ~ 100	104,810	102,430	91 ~ 100	105,240	102,840
101 ~ 110	103,270	100,920	101 ~ 110	103,700	101,330
111 ~ 120	101,740	99,410	111 ~ 120	102,160	99,830
121 ~ 130	100,210	97,910	121 ~ 130	100,630	98,310
131 ~ 140	98,680	96,400	131 ~ 140	99,090	96,810
141 ~ 150	97,150	94,900	141 ~ 150	97,550	95,300
151 ~ 160	96,550	94,320	151 ~ 160	96,960	94,710
161人以上	95,960	93,740	161 ~ 170	96,360	94,130
			171 ~ 180	95,760	93,550
			181 ~ 190	95,170	92,960
			191人以上	94,570	92,380

改正後							現行						
(2)児童自立支援施設							(2)児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	219.810	215.860	211.910	209.280	206.640	204.010	30人まで	220.620	216.650	212.680	210.030	207.380	204.730
31～40人	198.300	194.650	191.010	188.580	186.150	183.720	31～40人	199.050	195.390	191.720	189.280	186.840	184.390
41～50	184.190	180.680	177.160	174.820	172.470	170.130	41～50	184.930	181.390	177.860	175.500	173.140	170.790
51～60	177.790	174.360	170.930	168.640	166.360	164.070	51～60	178.510	175.060	171.610	169.310	167.010	164.710
61～70	171.380	168.040	164.700	162.470	160.240	158.010	61～70	172.080	168.720	165.360	163.120	160.880	158.640
71～80	164.980	161.720	158.470	156.300	154.130	151.960	71～80	165.660	162.390	159.110	156.930	154.750	152.570
81～90	158.570	155.400	152.240	150.130	148.010	145.900	81～90	159.240	156.050	152.870	150.750	148.620	146.500
91～100	152.170	149.090	146.010	143.950	141.900	139.840	91～100	152.810	149.720	146.620	144.560	142.490	140.430
101～110	150.840	147.770	144.710	142.670	140.620	138.580	101～110	151.480	148.400	145.320	143.270	141.210	139.160
111～120	149.510	146.460	143.410	141.380	139.350	137.310	111～120	150.150	147.090	144.020	141.980	139.940	137.890
121～130	148.180	145.150	142.120	140.090	138.070	136.050	121～130	148.830	145.770	142.720	140.690	138.660	136.620
131～140	146.860	143.840	140.820	138.810	136.800	134.780	131～140	147.500	144.460	141.430	139.400	137.380	135.360
141～150	145.530	142.530	139.520	137.520	135.520	133.520	141～150	146.170	143.150	140.130	138.110	136.100	134.090
151人以上	144.650	141.660	138.680	136.680	134.690	132.700	151～160	145.280	142.280	139.270	137.270	135.270	133.270
							161～170	144.400	141.410	138.420	136.430	134.440	132.440
							171～180	143.520	140.540	137.570	135.590	133.610	131.620
							181～190	142.640	139.680	136.720	134.750	132.770	130.800
							191人以上	141.750	138.810	135.870	133.900	131.940	129.980
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員	円	円					定員	円	円				
30人まで	200.050	196.100					30人まで	200.760	196.780				
31～40人	180.080	176.430					31～40人	180.730	177.070				
41～50	166.610	163.100					41～50	167.250	163.720				
51～60	160.640	157.210					51～60	161.270	157.820				
61～70	154.670	151.330					61～70	155.280	151.920				
71～80	148.700	145.450					71～80	149.300	146.030				
81～90	142.730	139.570					81～90	143.310	140.130				
91～100	136.760	133.680					91～100	137.330	134.230				
101～110	135.510	132.450					101～110	136.080	133.000				
111～120	134.260	131.220					111～120	134.820	131.760				
121～130	133.010	129.980					121～130	133.570	130.520				
131～140	131.760	128.750					131～140	132.320	129.290				
141～150	130.510	127.510					141～150	131.070	128.050				
151人以上	129.710	126.720					151～160	130.260	127.260				
							161～170	129.460	126.470				
							171～180	128.650	125.680				
							181～190	127.850	124.890				
							191人以上	127.040	124.100				

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳未満児用)							(3)乳児院(2歳未満児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,630	647,580	634,540	625,840	617,140	608,440	10人まで	663,290	650,170	637,050	628,310	619,560	610,810
11 ~ 15人	532,330	521,660	510,990	503,880	496,770	489,660	11 ~ 15人	534,500	523,780	513,050	505,900	498,750	491,600
16 ~ 20人	479,510	469,630	459,740	453,150	446,560	439,970	16 ~ 20人	481,530	471,590	461,660	455,030	448,410	441,780
21 ~ 25	421,650	412,920	404,190	398,370	392,550	386,730	21 ~ 25	423,430	414,660	405,880	400,030	394,180	388,330
26 ~ 30	409,960	401,430	392,900	387,210	381,530	375,840	26 ~ 30	411,710	403,130	394,550	388,840	383,120	377,400
31 ~ 35	398,460	390,150	381,840	376,300	370,760	365,220	31 ~ 35	400,160	391,810	383,450	377,890	372,320	366,750
36 ~ 40	386,960	378,870	370,790	365,390	360,000	354,610	36 ~ 40	388,620	380,490	372,350	366,930	361,510	356,090
41 ~ 45	375,460	367,590	359,730	354,480	349,240	343,990	41 ~ 45	377,070	369,160	361,250	355,980	350,710	345,440
46 ~ 50	363,960	356,310	348,670	343,570	338,470	333,380	46 ~ 50	365,520	357,840	350,150	345,030	339,900	334,780
51 ~ 55	361,690	354,090	346,480	341,410	336,340	331,270	51 ~ 55	363,250	355,610	347,960	342,860	337,770	332,670
56 ~ 60	359,430	351,860	344,290	339,250	334,210	329,160	56 ~ 60	360,980	353,370	345,770	340,690	335,620	330,550
61 ~ 65	357,160	349,630	342,110	337,090	332,070	327,060	61 ~ 65	358,700	351,140	343,570	338,530	333,490	328,440
66 ~ 70	354,890	347,410	339,920	334,930	329,940	324,950	66 ~ 70	356,430	348,900	341,380	336,360	331,340	326,330
71 ~ 75	352,630	345,180	337,740	332,770	327,810	322,840	71 ~ 75	354,160	346,670	339,190	334,200	329,210	324,220
76 ~ 80	350,360	342,950	335,550	330,610	325,670	320,740	76 ~ 80	351,880	344,440	336,990	332,030	327,060	322,100
81 ~ 85	348,090	340,730	333,360	328,450	323,540	318,630	81 ~ 85	349,610	342,200	334,800	329,860	324,920	319,990
86 ~ 90	345,830	338,500	331,180	326,290	321,410	316,520	86 ~ 90	347,330	339,970	332,600	327,690	322,780	317,870
91人以上	343,560	336,270	328,990	324,130	319,270	314,420	91 ~ 95	345,060	337,740	330,410	325,530	320,640	315,760
							96人以上	353,320	345,780	338,240	333,210	328,180	323,150

地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
10人まで	595,390	582,340	10人まで	597,700	584,580
11 ~ 15人	478,990	468,320	11 ~ 15人	480,880	470,150
16 ~ 20人	430,090	420,200	16 ~ 20人	431,850	421,910
21 ~ 25	378,000	369,270	21 ~ 25	379,550	370,770
26 ~ 30	367,310	358,780	26 ~ 30	368,820	360,250
31 ~ 35	356,910	348,600	31 ~ 35	358,390	350,040
36 ~ 40	346,520	338,430	36 ~ 40	347,960	339,830
41 ~ 45	336,130	328,260	41 ~ 45	337,530	329,620
46 ~ 50	325,730	318,090	46 ~ 50	327,100	319,410
51 ~ 55	323,670	316,060	51 ~ 55	325,020	317,380
56 ~ 60	321,600	314,030	56 ~ 60	322,950	315,340
61 ~ 65	319,530	312,010	61 ~ 65	320,880	313,310
66 ~ 70	317,460	309,980	66 ~ 70	318,800	311,280
71 ~ 75	315,400	307,950	71 ~ 75	316,730	309,250
76 ~ 80	313,330	305,920	76 ~ 80	314,660	307,210
81 ~ 85	311,260	303,900	81 ~ 85	312,580	305,180
86 ~ 90	309,200	301,870	86 ~ 90	310,510	303,140
91人以上	307,130	299,840	91 ~ 95	308,440	301,110
			96人以上	315,610	308,060

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳児用)							(3)乳児院(2歳児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10人まで	575,030	563,800	552,570	545,090	537,610	530,120	10人まで	577,310	566,020	554,740	547,210	539,690	532,160
11 ~ 15人	480,390	470,790	461,190	454,790	448,390	441,990	11 ~ 15人	482,340	472,690	463,040	456,610	450,180	443,740
16 ~ 20人	420,360	411,700	403,030	397,260	391,480	385,700	16 ~ 20人	422,130	413,420	404,710	398,900	393,100	387,290
21 ~ 25	395,100	386,890	378,680	373,210	367,740	362,270	21 ~ 25	396,770	388,520	380,270	374,770	369,270	363,770
26 ~ 30	374,370	366,560	358,740	353,530	348,320	343,110	26 ~ 30	375,970	368,110	360,250	355,020	349,780	344,540
31 ~ 35	365,270	357,630	349,980	344,890	339,790	334,690	31 ~ 35	366,840	359,150	351,460	346,340	341,220	336,090
36 ~ 40	356,180	348,700	341,230	336,240	331,260	326,270	36 ~ 40	357,710	350,190	342,670	337,660	332,650	327,640
41 ~ 45	347,080	339,770	332,470	327,600	322,730	317,860	41 ~ 45	348,580	341,230	333,890	328,990	324,090	319,200
46 ~ 50	337,980	330,850	323,710	318,950	314,200	309,440	46 ~ 50	339,440	332,270	325,100	320,310	315,530	310,750
51 ~ 55	335,280	328,200	321,110	316,380	311,660	306,930	51 ~ 55	336,740	329,610	322,490	317,740	312,990	308,240
56 ~ 60	332,580	325,550	318,510	313,820	309,120	304,430	56 ~ 60	334,030	326,950	319,880	315,160	310,440	305,720
61 ~ 65	329,890	322,900	315,910	311,250	306,590	301,930	61 ~ 65	331,320	324,290	317,270	312,580	307,900	303,210
66 ~ 70	327,190	320,240	313,300	308,680	304,050	299,420	66 ~ 70	328,610	321,630	314,660	310,000	305,350	300,700
71 ~ 75	324,490	317,600	310,710	306,110	301,520	296,920	71 ~ 75	325,900	318,970	312,050	307,430	302,810	298,190
76 ~ 80	321,790	314,950	308,100	303,540	298,980	294,420	76 ~ 80	323,190	316,310	309,430	304,850	300,260	295,680
81 ~ 85	319,090	312,300	305,500	300,970	296,450	291,920	81 ~ 85	320,480	313,650	306,830	302,270	297,720	293,170
86 ~ 90	316,390	309,640	302,900	298,400	293,910	289,410	86 ~ 90	317,770	310,990	304,210	299,690	295,180	290,660
91人以上	313,690	306,990	300,300	295,840	291,370	286,910	91 ~ 95	315,070	308,340	301,610	297,120	292,630	288,150
							96人以上	322,900	315,960	309,020	304,390	299,760	295,140
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10人まで	518,890	507,670					10人まで	520,880	509,590				
11 ~ 15人	432,390	422,790					11 ~ 15人	434,090	424,440				
16 ~ 20人	377,040	368,370					16 ~ 20人	378,580	369,870				
21 ~ 25	354,060	345,860					21 ~ 25	355,520	347,270				
26 ~ 30	335,290	327,480					26 ~ 30	336,680	328,830				
31 ~ 35	327,050	319,400					31 ~ 35	328,410	320,720				
36 ~ 40	318,800	311,320					36 ~ 40	320,130	312,610				
41 ~ 45	310,550	303,240					41 ~ 45	311,850	304,510				
46 ~ 50	302,300	295,160					46 ~ 50	303,570	296,400				
51 ~ 55	299,850	292,760					51 ~ 55	301,110	293,990				
56 ~ 60	297,390	290,350					56 ~ 60	298,650	291,570				
61 ~ 65	294,940	287,950					61 ~ 65	296,190	289,160				
66 ~ 70	292,480	285,540					66 ~ 70	293,730	286,750				
71 ~ 75	290,030	283,140					71 ~ 75	291,260	284,340				
76 ~ 80	287,580	280,730					76 ~ 80	288,800	281,920				
81 ~ 85	285,120	278,330					81 ~ 85	286,340	279,510				
86 ~ 90	282,670	275,920					86 ~ 90	283,880	277,100				
91人以上	280,210	273,520					91 ~ 95	281,420	274,690				
							96人以上	288,200	281,260				

改正後							現行								
(3)乳児院(3歳以上児用)							(3)乳児院(3歳以上児用)								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
定員							定員								
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円		
10人まで	472,050	462,950	453,850	447,790	441,720	435,660	10人まで	473,890	464,740	455,600	449,500	443,400	437,310		
11 ~ 15人	349,620	342,840	336,070	331,550	327,030	322,510	11 ~ 15人	351,000	344,180	337,370	332,820	328,280	323,740		
16 ~ 20人	297,770	291,750	285,730	281,710	277,700	273,690	16 ~ 20人	299,000	292,940	286,890	282,850	278,820	274,780		
21 ~ 25	277,410	271,740	266,070	262,290	258,510	254,730	21 ~ 25	278,560	272,860	267,160	263,370	259,570	255,770		
26 ~ 30	259,950	254,600	249,260	245,690	242,120	238,560	26 ~ 30	261,040	255,670	250,290	246,700	243,120	239,540		
31 ~ 35	250,040	244,880	239,720	236,270	232,830	229,390	31 ~ 35	251,090	245,900	240,710	237,260	233,800	230,340		
36 ~ 40	240,120	235,150	230,180	226,860	223,550	220,230	36 ~ 40	241,140	236,140	231,140	227,810	224,470	221,140		
41 ~ 45	230,210	225,420	220,640	217,450	214,260	211,070	41 ~ 45	231,190	226,370	221,560	218,360	215,150	211,940		
46 ~ 50	220,290	215,690	211,100	208,030	204,970	201,900	46 ~ 50	221,230	216,610	211,990	208,910	205,820	202,740		
51 ~ 55	217,100	212,560	208,030	205,000	201,980	198,950	51 ~ 55	218,030	213,470	208,910	205,870	202,820	199,780		
56 ~ 60	213,910	209,430	204,960	201,970	198,980	196,000	56 ~ 60	214,830	210,330	205,830	202,820	199,820	196,820		
61 ~ 65	210,720	206,300	201,890	198,940	195,990	193,050	61 ~ 65	211,630	207,190	202,740	199,780	196,820	193,860		
66 ~ 70	207,530	203,170	198,810	195,910	193,000	190,100	66 ~ 70	208,430	204,050	199,660	196,740	193,820	190,900		
71 ~ 75	204,350	200,050	195,750	192,880	190,010	187,150	71 ~ 75	205,230	200,910	196,580	193,700	190,820	187,940		
76 ~ 80	201,150	196,910	192,670	189,850	187,020	184,190	76 ~ 80	202,030	197,760	193,500	190,660	187,820	184,970		
81 ~ 85	197,970	193,780	189,600	186,820	184,030	181,240	81 ~ 85	198,830	194,620	190,420	187,620	184,820	182,010		
86 ~ 90	194,780	190,650	186,530	183,790	181,040	178,290	86 ~ 90	195,620	191,480	187,340	184,580	181,810	179,050		
91人以上	191,590	187,520	183,460	180,760	178,050	175,340	91 ~ 95	192,420	188,340	184,260	181,540	178,810	176,090		
							96人以上	199,760	195,480	191,200	188,340	185,490	182,630		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
定員								定員							
	円	円							円	円					
10人まで	426,560	417,470						10人まで	428,160	419,010					
11 ~ 15人	315,730	308,950						11 ~ 15人	316,920	310,110					
16 ~ 20人	267,670	261,650						16 ~ 20人	268,730	262,680					
21 ~ 25	249,070	243,400						21 ~ 25	250,070	244,370					
26 ~ 30	233,210	227,860						26 ~ 30	234,160	228,780					
31 ~ 35	224,230	219,070						31 ~ 35	225,150	219,960					
36 ~ 40	215,260	210,280						36 ~ 40	216,140	211,140					
41 ~ 45	206,280	201,490						41 ~ 45	207,130	202,320					
46 ~ 50	197,300	192,700						46 ~ 50	198,120	193,500					
51 ~ 55	194,410	189,870						51 ~ 55	195,220	190,660					
56 ~ 60	191,520	187,040						56 ~ 60	192,320	187,810					
61 ~ 65	188,630	184,210						61 ~ 65	189,420	184,970					
66 ~ 70	185,740	181,380						66 ~ 70	186,510	182,130					
71 ~ 75	182,850	178,550						71 ~ 75	183,610	179,290					
76 ~ 80	179,950	175,710						76 ~ 80	180,710	176,450					
81 ~ 85	177,060	172,880						81 ~ 85	177,810	173,610					
86 ~ 90	174,170	170,050						86 ~ 90	174,910	170,770					
91人以上	171,280	167,220						91 ~ 95	172,010	167,930					
								96人以上	178,350	174,070					

改正後							現行						
(4)乳児10人未満を入所させる施設							(4)乳児10人未満を入所させる施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
1人につき	円 539,450	円 528,850	円 518,260	円 511,200	円 504,140	円 497,080	1人につき	円 541,570	円 530,920	円 520,270	円 513,170	円 506,070	円 498,970
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
1人につき	円 486,480	円 475,890					1人につき	円 488,320	円 477,680				

改正後							現行						
(5) 母子生活支援施設							(5) 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	165,350	162,420	159,500	157,550	155,600	153,650	10世帯まで	165,920	162,980	160,040	158,080	156,120	154,160
世帯							世帯						
11 ~ 20	118,090	115,880	113,670	112,200	110,730	109,260	11 ~ 20	118,530	116,310	114,090	112,610	111,130	109,650
21 ~ 30	97,400	95,520	93,640	92,380	91,120	89,870	21 ~ 30	97,800	95,900	94,010	92,740	91,480	90,200
31 ~ 40	73,400	71,980	70,570	69,630	68,690	67,740	31 ~ 40	73,690	72,270	70,850	69,900	68,950	68,010
41 ~ 50	66,220	64,950	63,670	62,830	61,980	61,130	41 ~ 50	66,480	65,200	63,920	63,070	62,220	61,370
51世帯以上	59,040	57,910	56,780	56,030	55,270	54,520	51 ~ 60	59,280	58,140	57,000	56,240	55,490	54,730
							61 ~ 70	52,070	51,070	50,080	49,420	48,750	48,090
							71 ~ 80	44,860	44,010	43,160	42,590	42,020	41,450
							81 ~ 90	37,650	36,940	36,230	35,760	35,290	34,810
							91世帯以上	30,450	29,880	29,310	28,930	28,550	28,170
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10世帯まで	150,730	147,810					10世帯まで	151,220	148,280				
世帯							世帯						
11 ~ 20	107,050	104,840					11 ~ 20	107,430	105,210				
21 ~ 30	87,980	86,100					21 ~ 30	88,320	86,430				
31 ~ 40	66,330	64,920					31 ~ 40	66,580	65,160				
41 ~ 50	59,860	58,590					41 ~ 50	60,090	58,810				
51世帯以上	53,390	52,260					51 ~ 60	53,590	52,450				
							61 ~ 70	47,090	46,100				
							71 ~ 80	40,600	39,740				
							81 ~ 90	34,100	33,390				
							91世帯以上	27,600	27,040				

改正後							現行						
(6)情緒障害児短期治療施設							(6)情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>281,140</u>	<u>275,090</u>	<u>269,030</u>	<u>265,000</u>	<u>260,960</u>	<u>256,920</u>	30人まで	<u>282,440</u>	<u>276,360</u>	<u>270,270</u>	<u>266,210</u>	<u>262,150</u>	<u>258,090</u>
31～40人	<u>258,820</u>	<u>253,210</u>	<u>247,610</u>	<u>243,870</u>	<u>240,140</u>	<u>236,400</u>	31～40人	<u>260,020</u>	<u>254,390</u>	<u>248,750</u>	<u>244,990</u>	<u>241,240</u>	<u>237,480</u>
41人以上	<u>236,500</u>	<u>231,340</u>	<u>226,190</u>	<u>222,750</u>	<u>219,310</u>	<u>215,880</u>	41人以上	<u>237,600</u>	<u>232,420</u>	<u>227,230</u>	<u>223,780</u>	<u>220,320</u>	<u>216,870</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	<u>250,870</u>	<u>244,810</u>					30人まで	<u>252,000</u>	<u>245,910</u>				
31～40人	<u>230,800</u>	<u>225,190</u>					31～40人	<u>231,840</u>	<u>226,210</u>				
41人以上	<u>210,720</u>	<u>205,570</u>					41人以上	<u>211,690</u>	<u>206,500</u>				

改正後							現行								
(7)児童自立支援施設通所部							(7)児童自立支援施設通所部								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
区分							区分								
児童自立支援施設通所部	円 68,090	円 66,610	円 65,140	円 64,150	円 63,160	円 62,180	児童自立支援施設通所部	円 68,400	円 66,920	円 65,430	円 64,440	円 63,450	円 62,450		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
区分								区分							
児童自立支援施設通所部	円 60,700	円 59,220						児童自立支援施設通所部	円 60,970	円 59,480					
(8)情緒障害児短期治療施設通所部							(8)情緒障害児短期治療施設通所部								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
区分							区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,410	円 101,130	円 98,850	円 97,330	円 95,810	円 94,290	情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,910	円 101,620	円 99,320	円 97,790	円 96,260	円 94,730		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
区分								区分							
情緒障害児短期治療施設通所部	円 92,010	円 89,720						情緒障害児短期治療施設通所部	円 92,440	円 90,150					

改正後							現行								
(9)ファミリーホーム							(9)ファミリーホーム								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
定員又は現員							現員								
1人につき	円 157,420	円 155,510	円 153,590	円 152,310	円 151,030	円 149,760	1人につき	円 157,810	円 155,890	円 153,960	円 152,680	円 151,390	円 150,110		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
定員又は現員								現員							
1人につき	円 147,840	円 145,930						1人につき	円 148,180	円 146,260					
(10)自立援助ホーム							(10)自立援助ホーム								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
定員							現員								
6人まで	円 203,370	円 199,690	円 196,010	円 193,560	円 191,110	円 188,660	6人まで	円 204,130	円 200,430	円 196,730	円 194,270	円 191,800	円 189,340		
7～9	円 189,230	円 185,600	円 181,970	円 179,550	円 177,130	円 174,720	7～9	円 189,970	円 186,320	円 182,680	円 180,250	円 177,820	円 175,390		
10～12	円 182,150	円 178,550	円 174,950	円 172,550	円 170,150	円 167,750	10～12	円 182,890	円 179,270	円 175,650	円 173,240	円 170,820	円 168,410		
13～15	円 177,910	円 174,320	円 170,740	円 168,350	円 165,950	円 163,560	13～15	円 178,650	円 175,040	円 171,440	円 169,030	円 166,630	円 164,220		
16～18	円 175,080	円 171,500	円 167,930	円 165,540	円 163,160	円 160,770	16～18	円 175,810	円 172,220	円 168,620	円 166,230	円 163,830	円 161,430		
19人以上	円 172,690	円 169,120	円 165,550	円 163,170	円 160,790	円 158,410	19人以上	円 173,420	円 169,830	円 166,240	円 163,850	円 161,460	円 159,070		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
定員								現員							
6人まで	円 184,980	円 181,300						6人まで	円 185,640	円 181,940					
7～9	円 171,090	円 167,460						7～9	円 171,740	円 168,090					
10～12	円 164,140	円 160,540						10～12	円 164,790	円 161,170					
13～15	円 159,980	円 156,390						13～15	円 160,620	円 157,010					
16～18	円 157,200	円 153,620						16～18	円 157,840	円 154,240					
19人以上	円 154,840	円 151,270						19人以上	円 155,480	円 151,890					

改正後							現行								
(11)一時保護所							(11)一時保護所								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100		
定員							定員								
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円		
5人まで	9,118,520	8,896,940	8,675,350	8,527,630	8,379,910	8,232,180	5人まで	9,162,820	8,940,110	8,717,400	8,568,920	8,420,440	8,271,970		
6～10人	14,016,780	13,673,940	13,331,110	13,102,560	12,874,000	12,645,450	6～10人	14,085,310	13,740,730	13,396,160	13,166,440	12,936,720	12,707,000		
11～15	18,915,030	18,450,950	17,986,870	17,677,480	17,368,100	17,058,710	11～15	19,007,800	18,541,360	18,074,920	17,763,960	17,452,990	17,142,030		
16～20	23,813,290	23,227,950	22,642,620	22,252,410	21,862,190	21,471,970	16～20	23,930,300	23,341,990	22,753,680	22,361,480	21,969,270	21,577,060		
21～25	28,711,540	28,004,960	27,298,380	26,827,340	26,356,280	25,885,230	21～25	28,852,790	28,142,610	27,432,440	26,959,000	26,485,540	26,012,100		
26～30	33,609,790	32,781,960	31,954,140	31,402,260	30,850,380	30,298,490	26～30	33,775,280	32,943,240	32,111,200	31,556,520	31,001,810	30,447,130		
31～35	38,508,050	37,558,970	36,609,900	35,977,190	35,344,470	34,711,750	31～35	38,697,770	37,743,860	36,789,960	36,154,040	35,518,090	34,882,160		
36～40	43,406,300	42,335,970	41,265,650	40,552,110	39,838,570	39,125,010	36～40	43,620,260	42,544,490	41,468,720	40,751,560	40,034,360	39,317,190		
41～45	48,304,560	47,112,980	45,921,410	45,127,040	44,332,660	43,538,270	41～45	48,542,760	47,345,120	46,147,480	45,349,070	44,550,640	43,752,220		
46～50	53,202,810	51,889,980	50,577,170	49,701,970	48,826,750	47,951,530	46～50	53,465,250	52,145,740	50,826,250	49,946,590	49,066,910	48,187,250		
51～55	58,101,060	56,666,990	55,232,920	54,276,890	53,320,850	52,364,790	51～55	58,387,740	56,946,370	55,505,010	54,544,110	53,583,180	52,622,280		
56～60	62,999,320	61,443,990	59,888,680	58,851,820	57,814,940	56,778,060	56～60	63,310,230	61,746,990	60,183,770	59,141,630	58,099,460	57,057,310		
61～65	67,897,570	66,221,000	64,544,440	63,426,740	62,309,040	61,191,320	61～65	68,232,720	66,547,620	64,862,530	63,739,150	62,615,730	61,492,340		
66～70	72,795,830	70,998,000	69,200,190	68,001,670	66,803,130	65,604,580	66～70	73,155,220	71,348,250	69,541,290	68,336,670	67,132,010	65,927,370		
地域区分	3/100	その他						地域区分	3/100	その他					
定員								定員							
	円	円							円	円					
5人まで	8,010,600	7,789,010						5人まで	8,049,260	7,826,550					
6～10人	12,302,610	11,959,780						6～10人	12,362,420	12,017,850					
11～15	16,594,630	16,130,540						11～15	16,675,590	16,209,150					
16～20	20,886,640	20,301,310						16～20	20,988,750	20,400,450					
21～25	25,178,650	24,472,070						21～25	25,301,920	24,591,750					
26～30	29,470,670	28,642,830						26～30	29,615,080	28,783,050					
31～35	33,762,680	32,813,600						31～35	33,928,250	32,974,350					
36～40	38,054,690	36,984,360						36～40	38,241,410	37,165,650					
41～45	42,346,700	41,155,130						41～45	42,554,580	41,356,950					
46～50	46,638,720	45,325,890						46～50	46,867,740	45,548,250					
51～55	50,930,730	49,496,650						51～55	51,180,910	49,739,550					
56～60	55,222,740	53,667,420						56～60	55,494,070	53,930,850					
61～65	59,514,760	57,838,180						61～65	59,807,240	58,122,150					
66～70	63,806,770	62,008,950						66～70	64,120,400	62,313,450					
※1か所当たりの年額							※1か所当たりの年額								

改正後							現行						
2 加算分保護単価							2 加算分保護単価						
(1)小規模施設加算分保護単価							(1)小規模施設加算分保護単価						
児童養護施設							児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>16,500</u>	<u>16,150</u>	<u>15,790</u>	<u>15,550</u>	<u>15,320</u>	<u>15,080</u>	30人まで	<u>16,580</u>	<u>16,230</u>	<u>15,870</u>	<u>15,630</u>	<u>15,390</u>	<u>15,150</u>
31～40人	<u>13,200</u>	<u>12,920</u>	<u>12,630</u>	<u>12,440</u>	<u>12,250</u>	<u>12,060</u>	31～40人	<u>13,270</u>	<u>12,980</u>	<u>12,690</u>	<u>12,500</u>	<u>12,310</u>	<u>12,120</u>
41人以上	<u>9,900</u>	<u>9,690</u>	<u>9,470</u>	<u>9,330</u>	<u>9,190</u>	<u>9,050</u>	41人以上	<u>9,950</u>	<u>9,730</u>	<u>9,520</u>	<u>9,380</u>	<u>9,230</u>	<u>9,090</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	<u>14,720</u>	<u>14,370</u>					30人まで	<u>14,790</u>	<u>14,430</u>				
31～40人	<u>11,780</u>	<u>11,490</u>					31～40人	<u>11,830</u>	<u>11,550</u>				
41人以上	<u>8,830</u>	<u>8,620</u>					41人以上	<u>8,870</u>	<u>8,660</u>				

改正後							現行						
(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設							(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	30人まで	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720
31～40人	11,940	11,690	11,440	11,270	11,100	10,930	31～40人	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970
41～50	8,960	8,770	8,580	8,450	8,320	8,190	41～50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,360	8,230
51～60	8,060	7,890	7,720	7,600	7,490	7,370	51～60	8,090	7,920	7,750	7,640	7,520	7,410
61～70	7,160	7,010	6,860	6,760	6,660	6,550	61～70	7,190	7,040	6,890	6,790	6,690	6,580
71～80	6,270	6,130	6,000	5,910	5,820	5,740	71～80	6,300	6,160	6,030	5,940	5,850	5,760
81～90	5,370	5,260	5,140	5,070	4,990	4,920	81～90	5,400	5,280	5,170	5,090	5,010	4,940
91～100	4,480	4,380	4,290	4,220	4,160	4,100	91～100	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110
101～110	4,180	4,090	4,000	3,940	3,880	3,820	101～110	4,200	4,110	4,020	3,960	3,900	3,840
111～120	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	111～120	3,900	3,810	3,730	3,670	3,620	3,560
121～130	3,580	3,500	3,430	3,380	3,330	3,280	121～130	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290
131～140	3,280	3,210	3,140	3,100	3,050	3,000	131～140	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010
141～150	2,980	2,920	2,860	2,810	2,770	2,730	141～150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740
151～160	2,880	2,820	2,760	2,720	2,680	2,640	151～160	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650
161人以上	2,780	2,720	2,660	2,630	2,590	2,550	161～170	2,800	2,740	2,680	2,640	2,600	2,560
							171～180	2,700	2,640	2,580	2,540	2,500	2,470
							181～190	2,600	2,540	2,480	2,450	2,410	2,370
							191人以上	2,500	2,440	2,390	2,350	2,320	2,280
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	13,340	13,030					30人まで	13,400	13,080				
31～40人	10,670	10,420					31～40人	10,720	10,470				
41～50	8,000	7,810					41～50	8,040	7,850				
51～60	7,200	7,030					51～60	7,230	7,060				
61～70	6,400	6,250					61～70	6,430	6,280				
71～80	5,600	5,470					71～80	5,630	5,490				
81～90	4,800	4,690					81～90	4,820	4,710				
91～100	4,000	3,900					91～100	4,020	3,920				
101～110	3,730	3,640					101～110	3,750	3,660				
111～120	3,470	3,380					111～120	3,480	3,400				
121～130	3,200	3,120					121～130	3,210	3,140				
131～140	2,930	2,860					131～140	2,940	2,870				
141～150	2,670	2,600					141～150	2,680	2,610				
151～160	2,580	2,510					151～160	2,590	2,530				
161人以上	2,490	2,430					161～170	2,500	2,440				
							171～180	2,410	2,350				
							181～190	2,320	2,260				
							191人以上	2,230	2,180				

改正後							現行						
イ 児童自立支援施設							イ 児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,800	15,460	15,120	14,890	14,660	14,440	30人まで	15,870	15,530	15,190	14,960	14,730	14,500
31 ~ 40人	12,640	12,370	12,090	11,910	11,730	11,550	31 ~ 40人	12,700	12,420	12,150	11,960	11,780	11,600
41 ~ 50	9,480	9,270	9,070	8,930	8,800	8,660	41 ~ 50	9,520	9,310	9,110	8,970	8,840	8,700
51 ~ 60	8,530	8,350	8,160	8,040	7,920	7,790	51 ~ 60	8,570	8,380	8,200	8,070	7,950	7,830
61 ~ 70	7,580	7,420	7,250	7,150	7,040	6,930	61 ~ 70	7,620	7,450	7,290	7,180	7,070	6,960
71 ~ 80	6,630	6,490	6,350	6,250	6,160	6,060	71 ~ 80	6,660	6,520	6,380	6,280	6,180	6,090
81 ~ 90	5,680	5,560	5,440	5,360	5,280	5,190	81 ~ 90	5,710	5,590	5,460	5,380	5,300	5,220
91 ~ 100	4,740	4,630	4,530	4,460	4,400	4,330	91 ~ 100	4,760	4,660	4,550	4,480	4,420	4,350
101 ~ 110	4,420	4,330	4,230	4,170	4,100	4,040	101 ~ 110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060
111 ~ 120	4,100	4,020	3,930	3,870	3,810	3,750	111 ~ 120	4,120	4,030	3,940	3,890	3,830	3,770
121 ~ 130	3,790	3,710	3,630	3,570	3,520	3,460	121 ~ 130	3,810	3,720	3,640	3,590	3,530	3,480
131 ~ 140	3,470	3,400	3,320	3,270	3,220	3,170	131 ~ 140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190
141 ~ 150	3,160	3,090	3,020	2,970	2,930	2,880	141 ~ 150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900
151人以上	3,050	2,990	2,920	2,880	2,830	2,790	151 ~ 160	3,060	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800
							161 ~ 170	2,960	2,890	2,830	2,790	2,750	2,700
							171 ~ 180	2,850	2,790	2,730	2,690	2,650	2,610
							181 ~ 190	2,750	2,690	2,630	2,590	2,550	2,510
							191人以上	2,640	2,580	2,530	2,490	2,450	2,410

改正後			現行		
地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
30人まで	14,100	13,760	30人まで	14,160	13,820
31 ~ 40人	11,280	11,000	31 ~ 40人	11,330	11,050
41 ~ 50	8,460	8,250	41 ~ 50	8,490	8,290
51 ~ 60	7,610	7,430	51 ~ 60	7,640	7,460
61 ~ 70	6,760	6,600	61 ~ 70	6,790	6,630
71 ~ 80	5,920	5,770	71 ~ 80	5,940	5,800
81 ~ 90	5,070	4,950	81 ~ 90	5,090	4,970
91 ~ 100	4,230	4,120	91 ~ 100	4,240	4,140
101 ~ 110	3,940	3,850	101 ~ 110	3,960	3,870
111 ~ 120	3,660	3,570	111 ~ 120	3,680	3,590
121 ~ 130	3,380	3,300	121 ~ 130	3,390	3,310
131 ~ 140	3,100	3,020	131 ~ 140	3,110	3,040
141 ~ 150	2,820	2,750	141 ~ 150	2,830	2,760
151人以上	2,720	2,660	151 ~ 160	2,730	2,670
			161 ~ 170	2,640	2,580
			171 ~ 180	2,540	2,480
			181 ~ 190	2,450	2,390
			191人以上	2,360	2,300

改正後							現行						
(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価							(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29.860	29.230	28.590	28.170	27.750	27.330	10世帯まで	29.990	29.360	28.720	28.290	27.870	27.440
世帯							世帯						
11 ~ 20	22.400	21.920	21.440	21.130	20.810	20.490	11 ~ 20	22.490	22.020	21.540	21.220	20.900	20.580
21 ~ 30	14.930	14.610	14.290	14.080	13.870	13.660	21 ~ 30	14.990	14.680	14.360	14.140	13.930	13.720
31 ~ 40	13.440	13.150	12.860	12.670	12.480	12.290	31 ~ 40	13.490	13.210	12.920	12.730	12.540	12.350
41 ~ 50	11.940	11.690	11.430	11.270	11.100	10.930	41 ~ 50	11.990	11.740	11.480	11.310	11.140	10.970
51世帯以上	10.450	10.230	10.000	9.860	9.710	9.560	51 ~ 60	10.490	10.270	10.050	9.900	9.750	9.600
							61 ~ 70	8.990	8.800	8.610	8.490	8.360	8.230
							71 ~ 80	7.490	7.340	7.180	7.070	6.960	6.860
							81 ~ 90	6.000	5.870	5.740	5.660	5.570	5.480
							91世帯以上	4.500	4.400	4.300	4.240	4.180	4.110
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10世帯まで	26.690	26.060					10世帯まで	26.810	26.170				
世帯							世帯						
11 ~ 20	20.020	19.540					11 ~ 20	20.100	19.630				
21 ~ 30	13.340	13.030					21 ~ 30	13.400	13.080				
31 ~ 40	12.010	11.720					31 ~ 40	12.060	11.770				
41 ~ 50	10.670	10.420					41 ~ 50	10.720	10.470				
51世帯以上	9.340	9.120					51 ~ 60	9.380	9.160				
							61 ~ 70	8.040	7.850				
							71 ~ 80	6.700	6.540				
							81 ~ 90	5.360	5.230				
							91世帯以上	4.020	3.920				

改正後							現行						
(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価							(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
1世帯につき	円 25,060	円 24,490	円 23,930	円 23,550	円 23,170	円 22,800	1世帯につき	円 25,180	円 24,620	円 24,050	円 23,670	円 23,290	円 22,910
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
1世帯につき	円 22,230	円 21,660					1世帯につき	円 22,340	円 21,770				

改正後							現行						
(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価							(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
20世帯まで	<u>23,790</u>	<u>23,260</u>	<u>22,720</u>	<u>22,370</u>	<u>22,010</u>	<u>21,650</u>	20世帯まで	<u>23,910</u>	<u>23,370</u>	<u>22,840</u>	<u>22,480</u>	<u>22,120</u>	<u>21,760</u>
世帯							世帯						
21 ~ 30	<u>15,860</u>	<u>15,500</u>	<u>15,150</u>	<u>14,910</u>	<u>14,670</u>	<u>14,430</u>	21 ~ 30	<u>15,940</u>	<u>15,580</u>	<u>15,220</u>	<u>14,980</u>	<u>14,740</u>	<u>14,510</u>
31 ~ 40	<u>11,890</u>	<u>11,630</u>	<u>11,360</u>	<u>11,180</u>	<u>11,000</u>	<u>10,820</u>	31 ~ 40	<u>11,950</u>	<u>11,680</u>	<u>11,420</u>	<u>11,240</u>	<u>11,060</u>	<u>10,880</u>
41 ~ 50	<u>10,700</u>	<u>10,460</u>	<u>10,220</u>	<u>10,060</u>	<u>9,900</u>	<u>9,740</u>	41 ~ 50	<u>10,760</u>	<u>10,520</u>	<u>10,270</u>	<u>10,110</u>	<u>9,950</u>	<u>9,790</u>
51世帯以上	<u>9,510</u>	<u>9,300</u>	<u>9,090</u>	<u>8,940</u>	<u>8,800</u>	<u>8,660</u>	51 ~ 60	<u>9,560</u>	<u>9,350</u>	<u>9,130</u>	<u>8,990</u>	<u>8,850</u>	<u>8,700</u>
							61 ~ 70	<u>8,370</u>	<u>8,180</u>	<u>7,990</u>	<u>7,860</u>	<u>7,740</u>	<u>7,610</u>
							71 ~ 80	<u>7,170</u>	<u>7,010</u>	<u>6,850</u>	<u>6,740</u>	<u>6,630</u>	<u>6,530</u>
							81 ~ 90	<u>5,970</u>	<u>5,840</u>	<u>5,710</u>	<u>5,620</u>	<u>5,530</u>	<u>5,440</u>
							91世帯以上	<u>4,780</u>	<u>4,670</u>	<u>4,560</u>	<u>4,490</u>	<u>4,420</u>	<u>4,350</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
20世帯まで	<u>21,120</u>	<u>20,590</u>					20世帯まで	<u>21,220</u>	<u>20,690</u>				
世帯							世帯						
21 ~ 30	<u>14,080</u>	<u>13,720</u>					21 ~ 30	<u>14,150</u>	<u>13,790</u>				
31 ~ 40	<u>10,560</u>	<u>10,290</u>					31 ~ 40	<u>10,610</u>	<u>10,340</u>				
41 ~ 50	<u>9,500</u>	<u>9,260</u>					41 ~ 50	<u>9,550</u>	<u>9,310</u>				
51世帯以上	<u>8,450</u>	<u>8,230</u>					51 ~ 60	<u>8,490</u>	<u>8,270</u>				
							61 ~ 70	<u>7,430</u>	<u>7,240</u>				
							71 ~ 80	<u>6,360</u>	<u>6,200</u>				
							81 ~ 90	<u>5,300</u>	<u>5,170</u>				
							91世帯以上	<u>4,240</u>	<u>4,130</u>				

改正後							現行						
(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16.500	16.150	15.790	15.550	15.320	15.080	30人まで	16.580	16.230	15.870	15.630	15.390	15.150
31～40人	13.200	12.920	12.630	12.440	12.250	12.060	31～40人	13.270	12.980	12.690	12.500	12.310	12.120
41～50	9.900	9.690	9.470	9.330	9.190	9.050	41～50	9.950	9.730	9.520	9.380	9.230	9.090
51～60	8.910	8.720	8.530	8.400	8.270	8.140	51～60	8.950	8.760	8.570	8.440	8.310	8.180
61～70	7.920	7.750	7.580	7.460	7.350	7.240	61～70	7.960	7.790	7.610	7.500	7.380	7.270
71～80	6.930	6.780	6.630	6.530	6.430	6.330	71～80	6.960	6.810	6.660	6.560	6.460	6.360
81～90	5.940	5.810	5.680	5.600	5.510	5.430	81～90	5.970	5.840	5.710	5.620	5.540	5.450
91～100	4.950	4.840	4.730	4.660	4.590	4.520	91～100	4.970	4.860	4.760	4.690	4.610	4.540
101～110	4.620	4.520	4.420	4.350	4.290	4.220	101～110	4.640	4.540	4.440	4.370	4.310	4.240
111～120	4.290	4.200	4.100	4.040	3.980	3.920	111～120	4.310	4.220	4.120	4.060	4.000	3.940
121～130	3.960	3.870	3.790	3.730	3.670	3.620	121～130	3.980	3.890	3.800	3.750	3.690	3.630
131～140	3.630	3.550	3.470	3.420	3.370	3.310	131～140	3.650	3.570	3.490	3.440	3.380	3.330
141～150	3.300	3.230	3.150	3.110	3.060	3.010	141～150	3.310	3.240	3.170	3.120	3.070	3.030
151～160	3.190	3.120	3.050	3.000	2.960	2.910	151～160	3.200	3.130	3.060	3.020	2.970	2.930
161人以上	3.080	3.010	2.940	2.900	2.860	2.810	161～170	3.090	3.030	2.960	2.910	2.870	2.820
							171～180	2.980	2.920	2.850	2.810	2.770	2.720
							181～190	2.870	2.810	2.750	2.710	2.660	2.620
							191人以上	2.760	2.700	2.640	2.600	2.560	2.520
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	14.720	14.370					30人まで	14.790	14.430				
31～40人	11.780	11.490					31～40人	11.830	11.550				
41～50	8.830	8.620					41～50	8.870	8.660				
51～60	7.950	7.760					51～60	7.990	7.790				
61～70	7.060	6.890					61～70	7.100	6.930				
71～80	6.180	6.030					71～80	6.210	6.060				
81～90	5.300	5.170					81～90	5.320	5.190				
91～100	4.410	4.310					91～100	4.430	4.330				
101～110	4.120	4.020					101～110	4.140	4.040				
111～120	3.820	3.730					111～120	3.840	3.750				
121～130	3.530	3.440					121～130	3.550	3.460				
131～140	3.240	3.160					131～140	3.250	3.170				
141～150	2.940	2.870					141～150	2.960	2.880				
151～160	2.840	2.770					151～160	2.860	2.790				
161人以上	2.750	2.680					161～170	2.760	2.690				
							171～180	2.660	2.590				
							181～190	2.560	2.500				
							191人以上	2.460	2.400				

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	16～20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	31～35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	36～40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	41～45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	51～55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	56～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	61～65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	66～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	71～75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	76～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	81～85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	86～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	91～95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000
							96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540
地域区分	3/100	その他											
定員													
	円	円											
10人まで	44,180	43,110											
11～15人	29,450	28,740											
16～20人	22,090	21,550											
21～25	17,670	17,240											
26～30	14,720	14,370											
31～35	13,250	12,930											
36～40	11,780	11,490											
41～45	10,310	10,060											
46～50	8,830	8,620											
51～55	8,390	8,190											
56～60	7,950	7,760											
61～65	7,510	7,330											
66～70	7,060	6,890											
71～75	6,620	6,460											
76～80	6,180	6,030											
81～85	5,740	5,600											
86～90	5,300	5,170											
91人以上	4,860	4,740											
地域区分	3/100	その他											
定員													
	円	円											
10人まで	44,390	43,310											
11～15人	29,590	28,870											
16～20人	22,190	21,650											
21～25	17,750	17,320											
26～30	14,790	14,430											
31～35	13,310	12,990											
36～40	11,830	11,550											
41～45	10,350	10,100											
46～50	8,870	8,660											
51～55	8,430	8,230											
56～60	7,990	7,790											
61～65	7,540	7,360											
66～70	7,100	6,930											
71～75	6,650	6,490											
76～80	6,210	6,060											
81～85	5,770	5,630											
86～90	5,320	5,190											
91～95	4,880	4,760											
96人以上	4,430	4,330											

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>16,500</u>	<u>16,150</u>	<u>15,790</u>	<u>15,550</u>	<u>15,320</u>	<u>15,080</u>	30人まで	<u>16,580</u>	<u>16,230</u>	<u>15,870</u>	<u>15,630</u>	<u>15,390</u>	<u>15,150</u>
31 ~ 40人	<u>13,200</u>	<u>12,920</u>	<u>12,630</u>	<u>12,440</u>	<u>12,250</u>	<u>12,060</u>	31 ~ 40人	<u>13,270</u>	<u>12,980</u>	<u>12,690</u>	<u>12,500</u>	<u>12,310</u>	<u>12,120</u>
41人以上	<u>9,900</u>	<u>9,690</u>	<u>9,470</u>	<u>9,330</u>	<u>9,190</u>	<u>9,050</u>	41人以上	<u>9,950</u>	<u>9,730</u>	<u>9,520</u>	<u>9,380</u>	<u>9,230</u>	<u>9,090</u>
地域区分	3/100	その他											
定員	円	円											
30人まで	<u>14,720</u>	<u>14,370</u>											
31 ~ 40人	<u>11,780</u>	<u>11,490</u>											
41人以上	<u>8,830</u>	<u>8,620</u>											
地域区分	3/100	その他											
定員	円	円											
30人まで	<u>14,790</u>	<u>14,430</u>											
31 ~ 40人	<u>11,830</u>	<u>11,550</u>											
41人以上	<u>8,870</u>	<u>8,660</u>											

改正後							現行						
(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16.500	16.150	15.790	15.550	15.320	15.080	30人まで	16.580	16.230	15.870	15.630	15.390	15.150
31～40人	13.200	12.920	12.630	12.440	12.250	12.060	31～40人	13.270	12.980	12.690	12.500	12.310	12.120
41～50	9.900	9.690	9.470	9.330	9.190	9.050	41～50	9.950	9.730	9.520	9.380	9.230	9.090
51～60	8.910	8.720	8.530	8.400	8.270	8.140	51～60	8.950	8.760	8.570	8.440	8.310	8.180
61～70	7.920	7.750	7.580	7.460	7.350	7.240	61～70	7.960	7.790	7.610	7.500	7.380	7.270
71～80	6.930	6.780	6.630	6.530	6.430	6.330	71～80	6.960	6.810	6.660	6.560	6.460	6.360
81～90	5.940	5.810	5.680	5.600	5.510	5.430	81～90	5.970	5.840	5.710	5.620	5.540	5.450
91～100	4.950	4.840	4.730	4.660	4.590	4.520	91～100	4.970	4.860	4.760	4.690	4.610	4.540
101～110	4.620	4.520	4.420	4.350	4.290	4.220	101～110	4.640	4.540	4.440	4.370	4.310	4.240
111～120	4.290	4.200	4.100	4.040	3.980	3.920	111～120	4.310	4.220	4.120	4.060	4.000	3.940
121～130	3.960	3.870	3.790	3.730	3.670	3.620	121～130	3.980	3.890	3.800	3.750	3.690	3.630
131～140	3.630	3.550	3.470	3.420	3.370	3.310	131～140	3.650	3.570	3.490	3.440	3.380	3.330
141～150	3.300	3.230	3.150	3.110	3.060	3.010	141～150	3.310	3.240	3.170	3.120	3.070	3.030
151～160	3.190	3.120	3.050	3.000	2.960	2.910	151～160	3.200	3.130	3.060	3.020	2.970	2.930
161人以上	3.080	3.010	2.940	2.900	2.860	2.810	161～170	3.090	3.030	2.960	2.910	2.870	2.820
							171～180	2.980	2.920	2.850	2.810	2.770	2.720
							181～190	2.870	2.810	2.750	2.710	2.660	2.620
							191人以上	2.760	2.700	2.640	2.600	2.560	2.520

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
30人まで	14.720	14.370
31～40人	11.780	11.490
41～50	8.830	8.620
51～60	7.950	7.760
61～70	7.060	6.890
71～80	6.180	6.030
81～90	5.300	5.170
91～100	4.410	4.310
101～110	4.120	4.020
111～120	3.820	3.730
121～130	3.530	3.440
131～140	3.240	3.160
141～150	2.940	2.870
151～160	2.840	2.770
161人以上	2.750	2.680

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
30人まで	14.790	14.430
31～40人	11.830	11.550
41～50	8.870	8.660
51～60	7.990	7.790
61～70	7.100	6.930
71～80	6.210	6.060
81～90	5.320	5.190
91～100	4.430	4.330
101～110	4.140	4.040
111～120	3.840	3.750
121～130	3.550	3.460
131～140	3.250	3.170
141～150	2.960	2.880
151～160	2.860	2.790
161～170	2.760	2.690
171～180	2.660	2.590
181～190	2.560	2.500
191人以上	2.460	2.400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460
11 ~ 15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
16 ~ 20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21 ~ 25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180
26 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640
36 ~ 40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41 ~ 45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600
46 ~ 50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51 ~ 55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630
56 ~ 60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61 ~ 65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720
66 ~ 70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71 ~ 75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
76 ~ 80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81 ~ 85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910
86 ~ 90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000
							96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540

地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
10人まで	44,180	43,110	10人まで	44,390	43,310
11 ~ 15人	29,450	28,740	11 ~ 15人	29,590	28,870
16 ~ 20人	22,090	21,550	16 ~ 20人	22,190	21,650
21 ~ 25	17,670	17,240	21 ~ 25	17,750	17,320
26 ~ 30	14,720	14,370	26 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 35	13,250	12,930	31 ~ 35	13,310	12,990
36 ~ 40	11,780	11,490	36 ~ 40	11,830	11,550
41 ~ 45	10,310	10,060	41 ~ 45	10,350	10,100
46 ~ 50	8,830	8,620	46 ~ 50	8,870	8,660
51 ~ 55	8,390	8,190	51 ~ 55	8,430	8,230
56 ~ 60	7,950	7,760	56 ~ 60	7,990	7,790
61 ~ 65	7,510	7,330	61 ~ 65	7,540	7,360
66 ~ 70	7,060	6,890	66 ~ 70	7,100	6,930
71 ~ 75	6,620	6,460	71 ~ 75	6,650	6,490
76 ~ 80	6,180	6,030	76 ~ 80	6,210	6,060
81 ~ 85	5,740	5,600	81 ~ 85	5,770	5,630
86 ~ 90	5,300	5,170	86 ~ 90	5,320	5,190
91人以上	4,860	4,740	91 ~ 95	4,880	4,760
			96人以上	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>16.500</u>	<u>16.150</u>	<u>15.790</u>	<u>15.550</u>	<u>15.320</u>	<u>15.080</u>	30人まで	<u>16.580</u>	<u>16.230</u>	<u>15.870</u>	<u>15.630</u>	<u>15.390</u>	<u>15.150</u>
31～40人	<u>13.200</u>	<u>12.920</u>	<u>12.630</u>	<u>12.440</u>	<u>12.250</u>	<u>12.060</u>	31～40人	<u>13.270</u>	<u>12.980</u>	<u>12.690</u>	<u>12.500</u>	<u>12.310</u>	<u>12.120</u>
41人以上	<u>9.900</u>	<u>9.690</u>	<u>9.470</u>	<u>9.330</u>	<u>9.190</u>	<u>9.050</u>	41人以上	<u>9.950</u>	<u>9.730</u>	<u>9.520</u>	<u>9.380</u>	<u>9.230</u>	<u>9.090</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	<u>14.720</u>	<u>14.370</u>					30人まで	<u>14.790</u>	<u>14.430</u>				
31～40人	<u>11.780</u>	<u>11.490</u>					31～40人	<u>11.830</u>	<u>11.550</u>				
41人以上	<u>8.830</u>	<u>8.620</u>					41人以上	<u>8.870</u>	<u>8.660</u>				

改正後							現行						
(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)							(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820
							171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720
							181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620
							191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520

地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
30人まで	14,720	14,370	30人まで	14,790	14,430
31～40人	11,780	11,490	31～40人	11,830	11,550
41～50	8,830	8,620	41～50	8,870	8,660
51～60	7,950	7,760	51～60	7,990	7,790
61～70	7,060	6,890	61～70	7,100	6,930
71～80	6,180	6,030	71～80	6,210	6,060
81～90	5,300	5,170	81～90	5,320	5,190
91～100	4,410	4,310	91～100	4,430	4,330
101～110	4,120	4,020	101～110	4,140	4,040
111～120	3,820	3,730	111～120	3,840	3,750
121～130	3,530	3,440	121～130	3,550	3,460
131～140	3,240	3,160	131～140	3,250	3,170
141～150	2,940	2,870	141～150	2,960	2,880
151～160	2,840	2,770	151～160	2,860	2,790
161以上	2,750	2,680	161～170	2,760	2,690
			171～180	2,660	2,590
			181～190	2,560	2,500
			191人以上	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院(常勤職員)							イ 乳児院(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460
11 ~ 15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
16 ~ 20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21 ~ 25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180
26 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640
36 ~ 40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41 ~ 45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600
46 ~ 50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51 ~ 55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630
56 ~ 60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61 ~ 65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720
66 ~ 70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71 ~ 75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
76 ~ 80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81 ~ 85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910
86 ~ 90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000
							96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540

地域区分	3/100	その他	地域区分	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円
10人まで	44,180	43,110	10人まで	44,390	43,310
11 ~ 15人	29,450	28,740	11 ~ 15人	29,590	28,870
16 ~ 20人	22,090	21,550	16 ~ 20人	22,190	21,650
21 ~ 25	17,670	17,240	21 ~ 25	17,750	17,320
26 ~ 30	14,720	14,370	26 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 35	13,250	12,930	31 ~ 35	13,310	12,990
36 ~ 40	11,780	11,490	36 ~ 40	11,830	11,550
41 ~ 45	10,310	10,060	41 ~ 45	10,350	10,100
46 ~ 50	8,830	8,620	46 ~ 50	8,870	8,660
51 ~ 55	8,390	8,190	51 ~ 55	8,430	8,230
56 ~ 60	7,950	7,760	56 ~ 60	7,990	7,790
61 ~ 65	7,510	7,330	61 ~ 65	7,540	7,360
66 ~ 70	7,060	6,890	66 ~ 70	7,100	6,930
71 ~ 75	6,620	6,460	71 ~ 75	6,650	6,490
76 ~ 80	6,180	6,030	76 ~ 80	6,210	6,060
81 ~ 85	5,740	5,600	81 ~ 85	5,770	5,630
86 ~ 90	5,300	5,170	86 ~ 90	5,320	5,190
91人以上	4,860	4,740	91 ~ 95	4,880	4,760
			96人以上	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 母子生活支援施設(常勤職員)							ウ 母子生活支援施設(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360
41 ~ 50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
							61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950
							71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
							81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680
							91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10世帯まで	29,450	28,740
世帯		
11 ~ 20	22,090	21,550
21 ~ 30	14,720	14,370
31 ~ 40	11,040	10,770
41 ~ 50	9,940	9,700
51世帯以上	8,830	8,620

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10世帯まで	29,590	28,870
世帯		
11 ~ 20	22,190	21,650
21 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 40	11,090	10,830
41 ~ 50	9,980	9,740
51 ~ 60	8,870	8,660
61 ~ 70	7,760	7,580
71 ~ 80	6,650	6,490
81 ~ 90	5,540	5,410
91世帯以上	4,430	4,330

改正後

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,140
31 ~ 40人	6,850
41 ~ 50	5,480
51 ~ 60	4,570
61 ~ 70	3,910
71 ~ 80	3,420
81 ~ 90	3,040
91 ~ 100	2,740
101 ~ 110	2,490
111 ~ 120	2,280
121 ~ 130	2,110
131 ~ 140	1,950
141 ~ 150	1,820
151 ~ 160	1,710
161人以上	1,610

オ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	27,420
11 ~ 15	18,280
16 ~ 20	13,710
21 ~ 25	10,970
26 ~ 30	9,140
31 ~ 35	7,830
36 ~ 40	6,850
41 ~ 45	6,090
46 ~ 50	5,480
51 ~ 55	4,980
56 ~ 60	4,570
61 ~ 65	4,220
66 ~ 70	3,910
71 ~ 75	3,650
76 ~ 80	3,420
81 ~ 85	3,220
86 ~ 90	3,040
91人以上	2,880

カ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	27,420
世帯	
11 ~ 20	13,710
21 ~ 30	9,140
31 ~ 40	6,850
41 ~ 50	5,480
51世帯以上	4,570

現行

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,180
31 ~ 40人	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	4,590
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91 ~ 100	2,750
101 ~ 110	2,500
111 ~ 120	2,290
121 ~ 130	2,110
131 ~ 140	1,960
141 ~ 150	1,830
151 ~ 160	1,720
161 ~ 170	1,620
171 ~ 180	1,530
181 ~ 190	1,450
191人以上	1,370

オ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	27,540
11 ~ 15	18,360
16 ~ 20	13,770
21 ~ 25	11,010
26 ~ 30	9,180
31 ~ 35	7,870
36 ~ 40	6,880
41 ~ 45	6,120
46 ~ 50	5,500
51 ~ 55	5,000
56 ~ 60	4,590
61 ~ 65	4,230
66 ~ 70	3,930
71 ~ 75	3,670
76 ~ 80	3,440
81 ~ 85	3,240
86 ~ 90	3,060
91 ~ 95	2,890
96人以上	2,750

カ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	27,540
世帯	
11 ~ 20	13,770
21 ~ 30	9,180
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	4,590
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

改正後

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	1,670
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
<u>161人以上</u>	1,080

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
10人まで	18,360
11 ~ 15	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,330
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,440
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
<u>91人以上</u>	1,930

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
10世帯まで 世帯	18,360
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
<u>51世帯以上</u>	3,060

現行

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	1,670
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
<u>161 ~ 170</u>	1,080
<u>171 ~ 180</u>	1,020
<u>181 ~ 190</u>	960
<u>191人以上</u>	910

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
10人まで	18,360
11 ~ 15	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,330
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,440
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
<u>96人以上</u>	1,830

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
	円
10世帯まで 世帯	18,360
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
<u>51 ~ 60</u>	3,060
<u>61 ~ 70</u>	2,620
<u>71 ~ 80</u>	2,290
<u>81 ~ 90</u>	2,040
<u>91世帯以上</u>	1,830

改正後							現行						
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16.500	16.150	15.790	15.550	15.320	15.080	30人まで	16.580	16.230	15.870	15.630	15.390	15.150
31～40人	13.200	12.920	12.630	12.440	12.250	12.060	31～40人	13.270	12.980	12.690	12.500	12.310	12.120
41～50	9.900	9.690	9.470	9.330	9.190	9.050	41～50	9.950	9.730	9.520	9.380	9.230	9.090
51～60	8.910	8.720	8.530	8.400	8.270	8.140	51～60	8.950	8.760	8.570	8.440	8.310	8.180
61～70	7.920	7.750	7.580	7.460	7.350	7.240	61～70	7.960	7.790	7.610	7.500	7.380	7.270
71～80	6.930	6.780	6.630	6.530	6.430	6.330	71～80	6.960	6.810	6.660	6.560	6.460	6.360
81～90	5.940	5.810	5.680	5.600	5.510	5.430	81～90	5.970	5.840	5.710	5.620	5.540	5.450
91～100	4.950	4.840	4.730	4.660	4.590	4.520	91～100	4.970	4.860	4.760	4.690	4.610	4.540
101～110	4.620	4.520	4.420	4.350	4.290	4.220	101～110	4.640	4.540	4.440	4.370	4.310	4.240
111～120	4.290	4.200	4.100	4.040	3.980	3.920	111～120	4.310	4.220	4.120	4.060	4.000	3.940
121～130	3.960	3.870	3.790	3.730	3.670	3.620	121～130	3.980	3.890	3.800	3.750	3.690	3.630
131～140	3.630	3.550	3.470	3.420	3.370	3.310	131～140	3.650	3.570	3.490	3.440	3.380	3.330
141～150	3.300	3.230	3.150	3.110	3.060	3.010	141～150	3.310	3.240	3.170	3.120	3.070	3.030
151～160	3.190	3.120	3.050	3.000	2.960	2.910	151～160	3.200	3.130	3.060	3.020	2.970	2.930
161人以上	3.080	3.010	2.940	2.900	2.860	2.810	161～170	3.090	3.030	2.960	2.910	2.870	2.820
							171～180	2.980	2.920	2.850	2.810	2.770	2.720
							181～190	2.870	2.810	2.750	2.710	2.660	2.620
							191人以上	2.760	2.700	2.640	2.600	2.560	2.520
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	14.720	14.370					30人まで	14.790	14.430				
31～40人	11.780	11.490					31～40人	11.830	11.550				
41～50	8.830	8.620					41～50	8.870	8.660				
51～60	7.950	7.760					51～60	7.990	7.790				
61～70	7.060	6.890					61～70	7.100	6.930				
71～80	6.180	6.030					71～80	6.210	6.060				
81～90	5.300	5.170					81～90	5.320	5.190				
91～100	4.410	4.310					91～100	4.430	4.330				
101～110	4.120	4.020					101～110	4.140	4.040				
111～120	3.820	3.730					111～120	3.840	3.750				
121～130	3.530	3.440					121～130	3.550	3.460				
131～140	3.240	3.160					131～140	3.250	3.170				
141～150	2.940	2.870					141～150	2.960	2.880				
151～160	2.840	2.770					151～160	2.860	2.790				
161人以上	2.750	2.680					161～170	2.760	2.690				
							171～180	2.660	2.590				
							181～190	2.560	2.500				
							191人以上	2.460	2.400				

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460
11 ~ 15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
16 ~ 20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21 ~ 25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180
26 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640
36 ~ 40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41 ~ 45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600
46 ~ 50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51 ~ 55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630
56 ~ 60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61 ~ 65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720
66 ~ 70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71 ~ 75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
76 ~ 80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81 ~ 85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910
86 ~ 90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000
							96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10人まで	44,180	43,110					10人まで	44,390	43,310				
11 ~ 15人	29,450	28,740					11 ~ 15人	29,590	28,870				
16 ~ 20人	22,090	21,550					16 ~ 20人	22,190	21,650				
21 ~ 25	17,670	17,240					21 ~ 25	17,750	17,320				
26 ~ 30	14,720	14,370					26 ~ 30	14,790	14,430				
31 ~ 35	13,250	12,930					31 ~ 35	13,310	12,990				
36 ~ 40	11,780	11,490					36 ~ 40	11,830	11,550				
41 ~ 45	10,310	10,060					41 ~ 45	10,350	10,100				
46 ~ 50	8,830	8,620					46 ~ 50	8,870	8,660				
51 ~ 55	8,390	8,190					51 ~ 55	8,430	8,230				
56 ~ 60	7,950	7,760					56 ~ 60	7,990	7,790				
61 ~ 65	7,510	7,330					61 ~ 65	7,540	7,360				
66 ~ 70	7,060	6,890					66 ~ 70	7,100	6,930				
71 ~ 75	6,620	6,460					71 ~ 75	6,650	6,490				
76 ~ 80	6,180	6,030					76 ~ 80	6,210	6,060				
81 ~ 85	5,740	5,600					81 ~ 85	5,770	5,630				
86 ~ 90	5,300	5,170					86 ~ 90	5,320	5,190				
91人以上	4,860	4,740					91 ~ 95	4,880	4,760				
							96人以上	4,430	4,330				

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>16,500</u>	<u>16,150</u>	<u>15,790</u>	<u>15,550</u>	<u>15,320</u>	<u>15,080</u>	30人まで	<u>16,580</u>	<u>16,230</u>	<u>15,870</u>	<u>15,630</u>	<u>15,390</u>	<u>15,150</u>
31 ~ 40人	<u>13,200</u>	<u>12,920</u>	<u>12,630</u>	<u>12,440</u>	<u>12,250</u>	<u>12,060</u>	31 ~ 40人	<u>13,270</u>	<u>12,980</u>	<u>12,690</u>	<u>12,500</u>	<u>12,310</u>	<u>12,120</u>
41人以上	<u>9,900</u>	<u>9,690</u>	<u>9,470</u>	<u>9,330</u>	<u>9,190</u>	<u>9,050</u>	41人以上	<u>9,950</u>	<u>9,730</u>	<u>9,520</u>	<u>9,380</u>	<u>9,230</u>	<u>9,090</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	<u>14,720</u>	<u>14,370</u>					30人まで	<u>14,790</u>	<u>14,430</u>				
31 ~ 40人	<u>11,780</u>	<u>11,490</u>					31 ~ 40人	<u>11,830</u>	<u>11,550</u>				
41人以上	<u>8,830</u>	<u>8,620</u>					41人以上	<u>8,870</u>	<u>8,660</u>				

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							エ 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730
21 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360
41 ~ 50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
							61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950
							71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820
							81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680
							91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10世帯まで	29,450	28,740					10世帯まで	29,590	28,870				
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,090	21,550					11 ~ 20	22,190	21,650				
21 ~ 30	14,720	14,370					21 ~ 30	14,790	14,430				
31 ~ 40	11,040	10,770					31 ~ 40	11,090	10,830				
41 ~ 50	9,940	9,700					41 ~ 50	9,980	9,740				
51世帯以上	8,830	8,620					51 ~ 60	8,870	8,660				
							61 ~ 70	7,760	7,580				
							71 ~ 80	6,650	6,490				
							81 ~ 90	5,540	5,410				
							91世帯以上	4,430	4,330				

改正後							現行						
(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	800	790	780	760	30人まで	850	830	810	800	780	770
31 ~ 40人	680	660	640	630	620	610	31 ~ 40人	680	660	650	640	620	610
41 ~ 50	510	490	480	470	460	460	41 ~ 50	510	500	480	480	470	460
51 ~ 60	460	440	430	420	420	410	51 ~ 60	460	450	430	430	420	410
61 ~ 70	400	390	380	380	370	360	61 ~ 70	410	400	390	380	370	370
71 ~ 80	350	340	340	330	320	320	71 ~ 80	360	350	340	330	330	320
81 ~ 90	300	290	290	280	280	270	81 ~ 90	300	300	290	280	280	270
91 ~ 100	250	240	240	230	230	230	91 ~ 100	250	250	240	240	230	230
101 ~ 110	230	230	220	220	210	210	101 ~ 110	240	230	220	220	220	210
111 ~ 120	220	210	210	200	200	190	111 ~ 120	220	210	210	200	200	200
121 ~ 130	200	190	190	190	180	180	121 ~ 130	200	200	190	190	180	180
131 ~ 140	180	180	170	170	170	160	131 ~ 140	180	180	170	170	170	160
141 ~ 150	170	160	160	150	150	150	141 ~ 150	170	160	160	160	150	150
151 ~ 160	160	160	150	150	150	140	151 ~ 160	160	160	150	150	150	140
161人以上	150	150	150	140	140	140	161 ~ 170	160	150	150	140	140	140
							171 ~ 180	150	150	140	140	140	130
							181 ~ 190	140	140	140	130	130	130
							191人以上	140	130	130	130	130	120
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	740	720					30人まで	750	720				
31 ~ 40人	590	580					31 ~ 40人	600	580				
41 ~ 50	440	430					41 ~ 50	450	430				
51 ~ 60	400	390					51 ~ 60	400	390				
61 ~ 70	350	340					61 ~ 70	360	350				
71 ~ 80	310	300					71 ~ 80	310	300				
81 ~ 90	260	260					81 ~ 90	270	260				
91 ~ 100	220	210					91 ~ 100	220	210				
101 ~ 110	200	200					101 ~ 110	210	200				
111 ~ 120	190	180					111 ~ 120	190	190				
121 ~ 130	170	170					121 ~ 130	180	170				
131 ~ 140	160	150					131 ~ 140	160	160				
141 ~ 150	140	140					141 ~ 150	150	140				
151 ~ 160	140	140					151 ~ 160	140	140				
161人以上	130	130					161 ~ 170	140	130				
							171 ~ 180	130	130				
							181 ~ 190	130	120				
							191人以上	120	120				

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,550	2,490	2,420	2,380	2,340	2,300	10人まで	2,560	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310
11 ~ 15人	1,700	1,660	1,610	1,590	1,560	1,530	11 ~ 15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540
16 ~ 20人	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,150	16 ~ 20人	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150
21 ~ 25	1,020	990	970	950	930	920	21 ~ 25	1,020	1,000	970	950	940	920
26 ~ 30	850	830	800	790	780	760	26 ~ 30	850	830	810	800	780	770
31 ~ 35	760	740	720	710	700	690	31 ~ 35	770	750	730	720	700	690
36 ~ 40	680	660	640	630	620	610	36 ~ 40	680	660	650	640	620	610
41 ~ 45	590	580	560	550	540	530	41 ~ 45	600	580	570	560	550	540
46 ~ 50	510	490	480	470	460	460	46 ~ 50	510	500	480	480	470	460
51 ~ 55	480	470	460	450	440	430	51 ~ 55	480	470	460	450	440	440
56 ~ 60	460	440	430	420	420	410	56 ~ 60	460	450	430	430	420	410
61 ~ 65	430	420	410	400	390	390	61 ~ 65	430	420	410	400	400	390
66 ~ 70	400	390	380	380	370	360	66 ~ 70	410	400	390	380	370	370
71 ~ 75	380	370	360	350	350	340	71 ~ 75	380	370	360	360	350	340
76 ~ 80	350	340	340	330	320	320	76 ~ 80	360	350	340	330	330	320
81 ~ 85	330	320	310	310	300	290	81 ~ 85	330	320	310	310	300	300
86 ~ 90	300	290	290	280	280	270	86 ~ 90	300	300	290	280	280	270
91人以上	280	270	260	260	250	250	91 ~ 95	280	270	260	260	260	250
							96人以上	250	250	240	240	230	230
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員	円	円					定員	円	円				
10人まで	2,230	2,170					10人まで	2,250	2,180				
11 ~ 15人	1,490	1,440					11 ~ 15人	1,500	1,450				
16 ~ 20人	1,110	1,080					16 ~ 20人	1,120	1,090				
21 ~ 25	890	870					21 ~ 25	900	870				
26 ~ 30	740	720					26 ~ 30	750	720				
31 ~ 35	670	650					31 ~ 35	670	650				
36 ~ 40	590	580					36 ~ 40	600	580				
41 ~ 45	520	500					41 ~ 45	520	510				
46 ~ 50	440	430					46 ~ 50	450	430				
51 ~ 55	420	410					51 ~ 55	420	410				
56 ~ 60	400	390					56 ~ 60	400	390				
61 ~ 65	380	370					61 ~ 65	380	370				
66 ~ 70	350	340					66 ~ 70	360	350				
71 ~ 75	330	320					71 ~ 75	330	320				
76 ~ 80	310	300					76 ~ 80	310	300				
81 ~ 85	290	280					81 ~ 85	290	280				
86 ~ 90	260	260					86 ~ 90	270	260				
91人以上	240	230					91 ~ 95	240	240				
							96人以上	220	210				

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	<u>800</u>	<u>790</u>	780	<u>760</u>	30人まで	850	830	<u>810</u>	<u>800</u>	780	<u>770</u>
31 ~ 40人	680	660	<u>640</u>	<u>630</u>	620	610	31 ~ 40人	680	660	<u>650</u>	<u>640</u>	620	610
41人以上	510	<u>490</u>	480	<u>470</u>	<u>460</u>	460	41人以上	510	<u>500</u>	480	<u>480</u>	<u>470</u>	460
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
30人まで	<u>740</u>	720					30人まで	<u>750</u>	720				
31 ~ 40人	<u>590</u>	580					31 ~ 40人	<u>600</u>	580				
41人以上	<u>440</u>	430					41人以上	<u>450</u>	430				

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							エ 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,700	1,660	1,610	1,590	1,560	1,530	10世帯まで	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,150	11 ~ 20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150
21 ~ 30	850	830	800	790	780	760	21 ~ 30	850	830	810	800	780	770
31 ~ 40	630	620	600	590	580	570	31 ~ 40	640	620	610	600	580	570
41 ~ 50	570	560	540	530	520	510	41 ~ 50	570	560	540	540	530	520
51世帯以上	510	490	480	470	460	460	51 ~ 60	510	500	480	480	470	460
							61 ~ 70	450	430	420	420	410	400
							71 ~ 80	380	370	360	360	350	340
							81 ~ 90	320	310	300	300	290	280
							91世帯以上	250	250	240	240	230	230
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
	円	円						円	円				
10世帯まで	1,490	1,440					10世帯まで	1,500	1,450				
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,110	1,080					11 ~ 20	1,120	1,090				
21 ~ 30	740	720					21 ~ 30	750	720				
31 ~ 40	550	540					31 ~ 40	560	540				
41 ~ 50	500	490					41 ~ 50	500	490				
51世帯以上	440	430					51 ~ 60	450	430				
							61 ~ 70	390	380				
							71 ~ 80	330	320				
							81 ~ 90	280	270				
							91世帯以上	220	210				

改正後							現行						
(11)看護師加算分保護単価							(11)看護師加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,670	14,310	13,950	13,710	13,480	13,240	30人まで	14,740	14,380	14,020	13,780	13,540	13,300
31～40人	11,730	11,450	11,160	10,970	10,780	10,590	31～40人	11,790	11,500	11,220	11,020	10,830	10,640
41～50	8,800	8,580	8,370	8,230	8,080	7,940	41～50	8,840	8,630	8,410	8,270	8,120	7,980
51～60	7,920	7,720	7,530	7,400	7,270	7,150	51～60	7,960	7,760	7,570	7,440	7,310	7,180
61～70	7,040	6,870	6,690	6,580	6,470	6,350	61～70	7,070	6,900	6,730	6,610	6,500	6,380
71～80	6,160	6,010	5,860	5,760	5,660	5,560	71～80	6,190	6,040	5,890	5,790	5,690	5,580
81～90	5,280	5,150	5,020	4,930	4,850	4,760	81～90	5,300	5,170	5,050	4,960	4,870	4,790
91～100	4,400	4,290	4,180	4,110	4,040	3,970	91～100	4,420	4,310	4,200	4,130	4,060	3,990
101～110	4,100	4,000	3,900	3,840	3,770	3,700	101～110	4,120	4,020	3,920	3,860	3,790	3,720
111～120	3,810	3,720	3,620	3,560	3,500	3,440	111～120	3,830	3,740	3,640	3,580	3,520	3,460
121～130	3,520	3,430	3,340	3,290	3,230	3,170	121～130	3,530	3,450	3,360	3,300	3,250	3,190
131～140	3,220	3,140	3,070	3,010	2,960	2,910	131～140	3,240	3,160	3,080	3,030	2,980	2,920
141～150	2,930	2,860	2,790	2,740	2,690	2,640	141～150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,660
151～160	2,830	2,760	2,690	2,650	2,600	2,560	151～160	2,850	2,780	2,710	2,660	2,610	2,570
161人以上	2,730	2,670	2,600	2,560	2,510	2,470	161～170	2,750	2,680	2,610	2,570	2,520	2,480
							171～180	2,650	2,580	2,520	2,480	2,430	2,390
							181～190	2,550	2,490	2,430	2,390	2,340	2,300
							191人以上	2,450	2,390	2,330	2,290	2,250	2,210
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員	円	円					定員	円	円				
30人まで	12,880	12,520					30人まで	12,940	12,580				
31～40人	10,300	10,020					31～40人	10,350	10,070				
41～50	7,730	7,510					41～50	7,760	7,550				
51～60	6,950	6,760					51～60	6,990	6,790				
61～70	6,180	6,010					61～70	6,210	6,040				
71～80	5,410	5,260					71～80	5,430	5,280				
81～90	4,630	4,510					81～90	4,660	4,530				
91～100	3,860	3,750					91～100	3,880	3,770				
101～110	3,600	3,500					101～110	3,620	3,520				
111～120	3,350	3,250					111～120	3,360	3,270				
121～130	3,090	3,000					121～130	3,100	3,020				
131～140	2,830	2,750					131～140	2,840	2,770				
141～150	2,570	2,500					141～150	2,590	2,510				
151～160	2,490	2,420					151～160	2,500	2,430				
161人以上	2,400	2,330					161～170	2,410	2,350				
							171～180	2,330	2,260				
							181～190	2,240	2,180				
							191人以上	2,150	2,090				

改正後	現行																																													
略	<p>(12) 寒冷地手当 ○寒冷地に所在する施設</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額</p> <table border="1" data-bbox="1596 554 2418 976"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1,460</td> <td>1,300</td> <td>1,280</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,250</td> <td>2,020</td> <td>1,990</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>1,720</td> <td>1,540</td> <td>1,520</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>4,740</td> <td>4,250</td> <td>4,180</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>2,690</td> <td>2,410</td> <td>2,370</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>1,010</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>2,020</td> <td>1,810</td> <td>1,780</td> <td>1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p>	区分	1級	2級	3級	4級		円	円	円	円	児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020	児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570	母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200	乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320	情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880	ファミリーホーム	1,010	900	890	700	自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410
区分	1級	2級	3級	4級																																										
	円	円	円	円																																										
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020																																										
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570																																										
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200																																										
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320																																										
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880																																										
ファミリーホーム	1,010	900	890	700																																										
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410																																										

改正後							現行						
(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価							(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
1人につき	円 214,930	円 210,270	円 205,610	円 202,500	円 199,400	円 196,290	1人につき	円 215,890	円 211,200	円 206,520	円 203,400	円 200,270	円 197,150
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
1人につき	円 191,630	円 186,970					1人につき	円 192,460	円 187,780				
(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員							定員						
1人につき	円 153,820	円 150,540	円 147,260	円 145,070	円 142,890	円 140,700	1人につき	円 154,500	円 151,200	円 147,900	円 145,700	円 143,500	円 141,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	3/100	その他				
定員							定員						
1人につき	円 137,420	円 134,140					1人につき	円 138,000	円 134,710				

改正後

現行

(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
1人につき	円 38,450	円 37,630	円 36,810	円 36,260	円 35,720	円 35,170

(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
1人につき	円 38,620	円 37,800	円 36,970	円 36,420	円 35,870	円 35,320

地域区分	3/100	その他
定員		
1人につき	円 34,350	円 33,530

地域区分	3/100	その他
定員		
1人につき	円 34,500	円 33,670

(16) ボイラー技士雇上費

加算分保護単価

定員	月額
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161人以上	1,250

(17) 児童養護施設の特別指導費

加算分保護単価

定員	月額
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161人以上	910
	860
	810
	770

(16) ボイラー技士雇上費

加算分保護単価

定員	月額
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161 ~ 170	1,250
171 ~ 180	1,200
181 ~ 190	1,160
191人以上	1,110

(17) 児童養護施設の特別指導費

加算分保護単価

定員	月額
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161 ~ 170	910
171 ~ 180	860
181 ~ 190	810
191人以上	770

改正後

(18) 学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	7,970 円

(19) 乳児院(定員40人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
40	3880
41 ~ 45	3450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

現行

(18) 学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(19) 乳児院(定員40人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
36 ~ 40	3880
41 ~ 45	3450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
40	6.850
41 ~ 50	5.480
51世帯以上	4.570

現行

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6.880
41 ~ 50	5.500
51 ~ 60	4.590
61 ~ 70	3.930
71 ~ 80	3.440
81 ~ 90	3.060
91世帯以上	2.750

改正後

(21)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(22)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

現行

(21)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(22)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

改正後

(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>29,860</u>	<u>29,230</u>	<u>28,590</u>	<u>28,170</u>	<u>27,750</u>	<u>27,330</u>
世帯						
11 ~ 20	<u>22,400</u>	<u>21,920</u>	<u>21,440</u>	<u>21,130</u>	<u>20,810</u>	<u>20,490</u>
21 ~ 30	<u>14,930</u>	<u>14,610</u>	<u>14,290</u>	<u>14,080</u>	<u>13,870</u>	<u>13,660</u>
31 ~ 40	<u>13,440</u>	<u>13,150</u>	<u>12,860</u>	<u>12,670</u>	<u>12,480</u>	<u>12,290</u>
41 ~ 50	<u>11,940</u>	<u>11,690</u>	<u>11,430</u>	<u>11,270</u>	<u>11,100</u>	<u>10,930</u>
51 ~ 60	<u>10,450</u>	<u>10,230</u>	<u>10,000</u>	<u>9,860</u>	<u>9,710</u>	<u>9,560</u>
61 ~ 70	<u>8,960</u>	<u>8,770</u>	<u>8,580</u>	<u>8,450</u>	<u>8,320</u>	<u>8,200</u>
71 ~ 80	<u>7,460</u>	<u>7,300</u>	<u>7,150</u>	<u>7,040</u>	<u>6,930</u>	<u>6,830</u>
81 ~ 90	<u>5,970</u>	<u>5,840</u>	<u>5,720</u>	<u>5,630</u>	<u>5,550</u>	<u>5,460</u>
91世帯以上	<u>4,480</u>	<u>4,380</u>	<u>4,290</u>	<u>4,220</u>	<u>4,160</u>	<u>4,100</u>

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
10世帯まで	<u>26,690</u>	<u>26,060</u>
世帯		
11 ~ 20	<u>20,020</u>	<u>19,540</u>
21 ~ 30	<u>13,340</u>	<u>13,030</u>
31 ~ 40	<u>12,010</u>	<u>11,720</u>
41 ~ 50	<u>10,670</u>	<u>10,420</u>
51 ~ 60	<u>9,340</u>	<u>9,120</u>
61 ~ 70	<u>8,010</u>	<u>7,810</u>
71 ~ 80	<u>6,670</u>	<u>6,510</u>
81 ~ 90	<u>5,340</u>	<u>5,210</u>
91世帯以上	<u>4,000</u>	<u>3,900</u>

現行

(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>29,990</u>	<u>29,360</u>	<u>28,720</u>	<u>28,290</u>	<u>27,870</u>	<u>27,440</u>
世帯						
11 ~ 20	<u>22,490</u>	<u>22,020</u>	<u>21,540</u>	<u>21,220</u>	<u>20,900</u>	<u>20,580</u>
21 ~ 30	<u>14,990</u>	<u>14,680</u>	<u>14,360</u>	<u>14,140</u>	<u>13,930</u>	<u>13,720</u>
31 ~ 40	<u>13,490</u>	<u>13,210</u>	<u>12,920</u>	<u>12,730</u>	<u>12,540</u>	<u>12,350</u>
41 ~ 50	<u>11,990</u>	<u>11,740</u>	<u>11,480</u>	<u>11,310</u>	<u>11,140</u>	<u>10,970</u>
51 ~ 60	<u>10,490</u>	<u>10,270</u>	<u>10,050</u>	<u>9,900</u>	<u>9,750</u>	<u>9,600</u>
61 ~ 70	<u>8,990</u>	<u>8,800</u>	<u>8,610</u>	<u>8,490</u>	<u>8,360</u>	<u>8,230</u>
71 ~ 80	<u>7,490</u>	<u>7,340</u>	<u>7,180</u>	<u>7,070</u>	<u>6,960</u>	<u>6,860</u>
81 ~ 90	<u>6,000</u>	<u>5,870</u>	<u>5,740</u>	<u>5,660</u>	<u>5,570</u>	<u>5,480</u>
91世帯以上	<u>4,500</u>	<u>4,400</u>	<u>4,300</u>	<u>4,240</u>	<u>4,180</u>	<u>4,110</u>

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
10世帯まで	<u>26,810</u>	<u>26,170</u>
世帯		
11 ~ 20	<u>20,100</u>	<u>19,630</u>
21 ~ 30	<u>13,400</u>	<u>13,080</u>
31 ~ 40	<u>12,060</u>	<u>11,770</u>
41 ~ 50	<u>10,720</u>	<u>10,470</u>
51 ~ 60	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>
61 ~ 70	<u>8,040</u>	<u>7,850</u>
71 ~ 80	<u>6,700</u>	<u>6,540</u>
81 ~ 90	<u>5,360</u>	<u>5,230</u>
91世帯以上	<u>4,020</u>	<u>3,920</u>

改正後		現行																																																																																																																						
(24)略	(25)一時保護所処遇促進 加算分保護単価	(24)児童養護施設、乳児院の 指導員特別加算分保護単価	(25)一時保護所処遇促進 加算分保護単価																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心理職員加算分</td> <td>円 <u>5,306,380</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	心理職員加算分	円 <u>5,306,380</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人まで</td> <td>円 6,250</td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td>5,360</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	30人まで	円 6,250	31～35人	5,360	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心理職員加算分</td> <td>円 <u>5,329,840</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	心理職員加算分	円 <u>5,329,840</u>																																																																																																							
区分	年額																																																																																																																							
心理職員加算分	円 <u>5,306,380</u>																																																																																																																							
定員	月額																																																																																																																							
30人まで	円 6,250																																																																																																																							
31～35人	5,360																																																																																																																							
区分	年額																																																																																																																							
心理職員加算分	円 <u>5,329,840</u>																																																																																																																							
(26)小規模グループケア 管理宿直等職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導担当職員</td> <td>円 <u>5,058,604</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	個別指導担当職員	円 <u>5,058,604</u>	(26)小規模グループケア 管理宿直等職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導担当職員</td> <td>円 <u>5,084,100</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	個別指導担当職員	円 <u>5,084,100</u>																																																																																																													
区分	年額																																																																																																																							
個別指導担当職員	円 <u>5,058,604</u>																																																																																																																							
区分	年額																																																																																																																							
個別指導担当職員	円 <u>5,084,100</u>																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>30人まで</td> <td><u>3,520</u></td> </tr> <tr> <td>31～40人</td> <td><u>2,640</u></td> </tr> <tr> <td>41～50人</td> <td><u>2,110</u></td> </tr> <tr> <td>51～60人</td> <td><u>1,760</u></td> </tr> <tr> <td>61～70人</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>71～80人</td> <td><u>1,320</u></td> </tr> <tr> <td>81～90人</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>91～100人</td> <td>1050</td> </tr> <tr> <td>101～110人</td> <td><u>960</u></td> </tr> <tr> <td>111～120人</td> <td><u>880</u></td> </tr> <tr> <td>121～130人</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>131～140人</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>141～150人</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>151～160人</td> <td><u>660</u></td> </tr> <tr> <td><u>161人以上</u></td> <td><u>620</u></td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	30人まで	<u>3,520</u>	31～40人	<u>2,640</u>	41～50人	<u>2,110</u>	51～60人	<u>1,760</u>	61～70人	1,500	71～80人	<u>1,320</u>	81～90人	1,170	91～100人	1050	101～110人	<u>960</u>	111～120人	<u>880</u>	121～130人	810	131～140人	750	141～150人	700	151～160人	<u>660</u>	<u>161人以上</u>	<u>620</u>	イ 乳児院	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10人まで</td> <td><u>10,560</u></td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td><u>7,040</u></td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td><u>5,280</u></td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td><u>4,220</u></td> </tr> <tr> <td>26～30人</td> <td><u>3,520</u></td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td><u>3,010</u></td> </tr> <tr> <td>36～40人</td> <td><u>2,640</u></td> </tr> <tr> <td>41～45人</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td>46～50人</td> <td><u>2,110</u></td> </tr> <tr> <td>51～55人</td> <td><u>1,920</u></td> </tr> <tr> <td>56～60人</td> <td><u>1,760</u></td> </tr> <tr> <td>61～65人</td> <td>1,620</td> </tr> <tr> <td>66～70人</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>71～75人</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>76～80人</td> <td><u>1,320</u></td> </tr> <tr> <td>81～85人</td> <td><u>1,240</u></td> </tr> <tr> <td>86～90人</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td><u>91人以上</u></td> <td><u>1,110</u></td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	10人まで	<u>10,560</u>	11～15人	<u>7,040</u>	16～20人	<u>5,280</u>	21～25人	<u>4,220</u>	26～30人	<u>3,520</u>	31～35人	<u>3,010</u>	36～40人	<u>2,640</u>	41～45人	2,340	46～50人	<u>2,110</u>	51～55人	<u>1,920</u>	56～60人	<u>1,760</u>	61～65人	1,620	66～70人	1,500	71～75人	1,400	76～80人	<u>1,320</u>	81～85人	<u>1,240</u>	86～90人	1,170	<u>91人以上</u>	<u>1,110</u>	イ 乳児院	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10人まで</td> <td><u>10,520</u></td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td><u>7,010</u></td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td><u>5,260</u></td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td><u>4,210</u></td> </tr> <tr> <td>26～30人</td> <td><u>3,510</u></td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td><u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td>36～40人</td> <td><u>2,630</u></td> </tr> <tr> <td>41～45人</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td>46～50人</td> <td><u>2,100</u></td> </tr> <tr> <td>51～55人</td> <td><u>1,910</u></td> </tr> <tr> <td>56～60人</td> <td><u>1,750</u></td> </tr> <tr> <td>61～65人</td> <td>1,620</td> </tr> <tr> <td>66～70人</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>71～75人</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>76～80人</td> <td><u>1,310</u></td> </tr> <tr> <td>81～85人</td> <td><u>1,230</u></td> </tr> <tr> <td>86～90人</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td><u>91～95人</u></td> <td><u>1,100</u></td> </tr> <tr> <td><u>96人以上</u></td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	10人まで	<u>10,520</u>	11～15人	<u>7,010</u>	16～20人	<u>5,260</u>	21～25人	<u>4,210</u>	26～30人	<u>3,510</u>	31～35人	<u>3,000</u>	36～40人	<u>2,630</u>	41～45人	2,340	46～50人	<u>2,100</u>	51～55人	<u>1,910</u>	56～60人	<u>1,750</u>	61～65人	1,620	66～70人	1,500	71～75人	1,400	76～80人	<u>1,310</u>	81～85人	<u>1,230</u>	86～90人	1,170	<u>91～95人</u>	<u>1,100</u>	<u>96人以上</u>	1,050
定員	月額																																																																																																																							
	円																																																																																																																							
30人まで	<u>3,520</u>																																																																																																																							
31～40人	<u>2,640</u>																																																																																																																							
41～50人	<u>2,110</u>																																																																																																																							
51～60人	<u>1,760</u>																																																																																																																							
61～70人	1,500																																																																																																																							
71～80人	<u>1,320</u>																																																																																																																							
81～90人	1,170																																																																																																																							
91～100人	1050																																																																																																																							
101～110人	<u>960</u>																																																																																																																							
111～120人	<u>880</u>																																																																																																																							
121～130人	810																																																																																																																							
131～140人	750																																																																																																																							
141～150人	700																																																																																																																							
151～160人	<u>660</u>																																																																																																																							
<u>161人以上</u>	<u>620</u>																																																																																																																							
定員	月額																																																																																																																							
	円																																																																																																																							
10人まで	<u>10,560</u>																																																																																																																							
11～15人	<u>7,040</u>																																																																																																																							
16～20人	<u>5,280</u>																																																																																																																							
21～25人	<u>4,220</u>																																																																																																																							
26～30人	<u>3,520</u>																																																																																																																							
31～35人	<u>3,010</u>																																																																																																																							
36～40人	<u>2,640</u>																																																																																																																							
41～45人	2,340																																																																																																																							
46～50人	<u>2,110</u>																																																																																																																							
51～55人	<u>1,920</u>																																																																																																																							
56～60人	<u>1,760</u>																																																																																																																							
61～65人	1,620																																																																																																																							
66～70人	1,500																																																																																																																							
71～75人	1,400																																																																																																																							
76～80人	<u>1,320</u>																																																																																																																							
81～85人	<u>1,240</u>																																																																																																																							
86～90人	1,170																																																																																																																							
<u>91人以上</u>	<u>1,110</u>																																																																																																																							
定員	月額																																																																																																																							
	円																																																																																																																							
10人まで	<u>10,520</u>																																																																																																																							
11～15人	<u>7,010</u>																																																																																																																							
16～20人	<u>5,260</u>																																																																																																																							
21～25人	<u>4,210</u>																																																																																																																							
26～30人	<u>3,510</u>																																																																																																																							
31～35人	<u>3,000</u>																																																																																																																							
36～40人	<u>2,630</u>																																																																																																																							
41～45人	2,340																																																																																																																							
46～50人	<u>2,100</u>																																																																																																																							
51～55人	<u>1,910</u>																																																																																																																							
56～60人	<u>1,750</u>																																																																																																																							
61～65人	1,620																																																																																																																							
66～70人	1,500																																																																																																																							
71～75人	1,400																																																																																																																							
76～80人	<u>1,310</u>																																																																																																																							
81～85人	<u>1,230</u>																																																																																																																							
86～90人	1,170																																																																																																																							
<u>91～95人</u>	<u>1,100</u>																																																																																																																							
<u>96人以上</u>	1,050																																																																																																																							

改正後		現行																									
<p>ウ 情緒障害児短期治療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人まで</td> <td>円 3,520</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 40人</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>2,110</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	30人まで	円 3,520	31 ~ 40人	2,640	41人以上	2,110	<p>(28)除雪費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 5,680</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1人(1世帯)当たり	円 5,680	<p>ウ 情緒障害児短期治療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人まで</td> <td>円 3,510</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 40人</td> <td>2,630</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	30人まで	円 3,510	31 ~ 40人	2,630	41人以上	2,100	<p>(28)除雪費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 5,670</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1人(1世帯)当たり	円 5,670
定員	月額																										
30人まで	円 3,520																										
31 ~ 40人	2,640																										
41人以上	2,110																										
区分	年額																										
1人(1世帯)当たり	円 5,680																										
定員	月額																										
30人まで	円 3,510																										
31 ~ 40人	2,630																										
41人以上	2,100																										
区分	年額																										
1人(1世帯)当たり	円 5,670																										
<p>(27)略</p>	<p>(29)降灰除去費 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 139,540</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1施設当たり	円 139,540	<p>(27)事務用採暖費加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 180</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1人当たり	円 180	<p>(29)降灰除去費 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 139,330</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1施設当たり	円 139,330												
区分	年額																										
1施設当たり	円 139,540																										
区分	月額																										
1人当たり	円 180																										
区分	年額																										
1施設当たり	円 139,330																										
		<p>イ 母子生活支援施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当たり</td> <td>円 120</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1世帯当たり	円 120																					
区分	月額																										
1世帯当たり	円 120																										

改正後

略

現行

算 定 額

○寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円
3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備 考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

一
時
保
護
所
寒
冷
地
手
当

改正後

現行

略

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童自立支援専門員 児 童 生 活 支 援 員	通じて定員5人につき1人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

改正後

現行

略

(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看 護 師	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの） 通じて1.7人につき1人。
保 育 士	2歳児の現員通じて2人につき1人。
児 童 指 導 員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄 養 士	1人。
事 務 員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
看 護 師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又 保 育 士 は児童指導員とする。
児 童 指 導 員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱 託 医	1人。
調 理 員 等	1人。

改正後

現行

(5) 略

(5) 母子生活支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
保 育 士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調 理 員 等	1人。
嘱 託 医	1人。

(6) 情緒障害児短期治療施設

(6) 情緒障害児短期治療施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。
心 理 療 法 担 当 職 員	定員10人につき1人。
看 護 師	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保 育 士	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。
セラピスト	定員10人につき1人。
看 護 師	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保 育 士	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

改正後

現行

略

(7) 自立援助ホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補 助 者	1人。

(8) ファミリーホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	1人。
補 助 者	2人。

改正後

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(平成23年4月1日)

Table with columns for fee items (e.g., 一般生活費, 児童養護施設, 児童自立支援施設) and their respective amounts for the revised system.

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)児童については委託手当として月額72,000円(専門児童は月額123,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム等には児童(専門児童を含む。)に対して新築に委託したときは前掲児童1人につき月額12,000円が加算され、(4)児童(専門児童を含む。)が一時的な休養のための移動を受けるときの往復に定める基準により乗車賃1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が通ったときには往復もどし費が支弁され、(6)助産婦を雇入所等については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき148,310円)、胎盤処置料、新生児介抱料及び保嬰料が支弁される。

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(平成22年4月1日)

Table with columns for fee items (e.g., 一般生活費, 児童養護施設, 児童自立支援施設) and their respective amounts for the current system.

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)児童については委託手当として月額72,000円(専門児童は月額123,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム等若しくは児童(専門児童を含む。)に対して新築に委託したときは前掲児童1人につき月額12,000円が加算され、(4)児童(専門児童を含む。)が一時的な休養のための移動を受けるときの往復に定める基準により乗車賃1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が通ったときには往復もどし費が支弁され、(6)助産婦を雇入所等については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき148,310円)、胎盤処置料、新生児介抱料及び保嬰料が支弁される。